



令和7年度



建設工事発注機関等 労働災害防止連絡会議



日時：令和7年6月18日（水）
午後2時～

場所：浦河労働基準監督署
（オンライン開催）

浦河労働基準監督署

< 会 議 次 第 >

- 1 浦河労働基準監督署から
 - (1) 署 長 挨 拶
 - (2) 監 督 署 説 明

- 2 建設業労働災害防止協会 北海道支部 浦河分会の活動について

- 3 日高振興局 保健環境部環境生活課 地域環境係の取り組みについて

- 4 協議事項について
 - (1) アンケート結果について
 - (2) 日高管内における建築物等の解体等に係る
石綿ばく露防止対策について
 - (3) その他

令和7年度 建設工事発注機関 労働災害防止連絡協議会 配布資料目次

1	令和7年度の北海道労働局労働基準部行政運営方針	1
2	労働災害発生状況	
	令和6年確定値（北海道内）	3
	令和7年5月末現在速報値（浦河署管内）	15
3	第14次労働災害防止計画の3年目に向けて	17
4	はしごを使う前に／脚立を使う前に	19
5	エイジフレンドリーガイドライン	21
6	石綿障害防止対策について	22
7	足場からの墜落防止措置が強化されます	28
8	手すり先行工法の足場を使用しましょう	32
9	一人親方等の安全衛生対策について	40
10	トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます	44
11	建設現場における警備員の車両誘導中の労働災害が増加しています	50
12	職場における熱中症対策の強化について	52
13	第98回 全国安全週間	54
14	建設業「時間外労働の上限規制」のポイント	56
15	建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説	58
16	外国人の適正な雇用にご協力ください	74
17	浦河労働基準監督署からのお知らせ	78



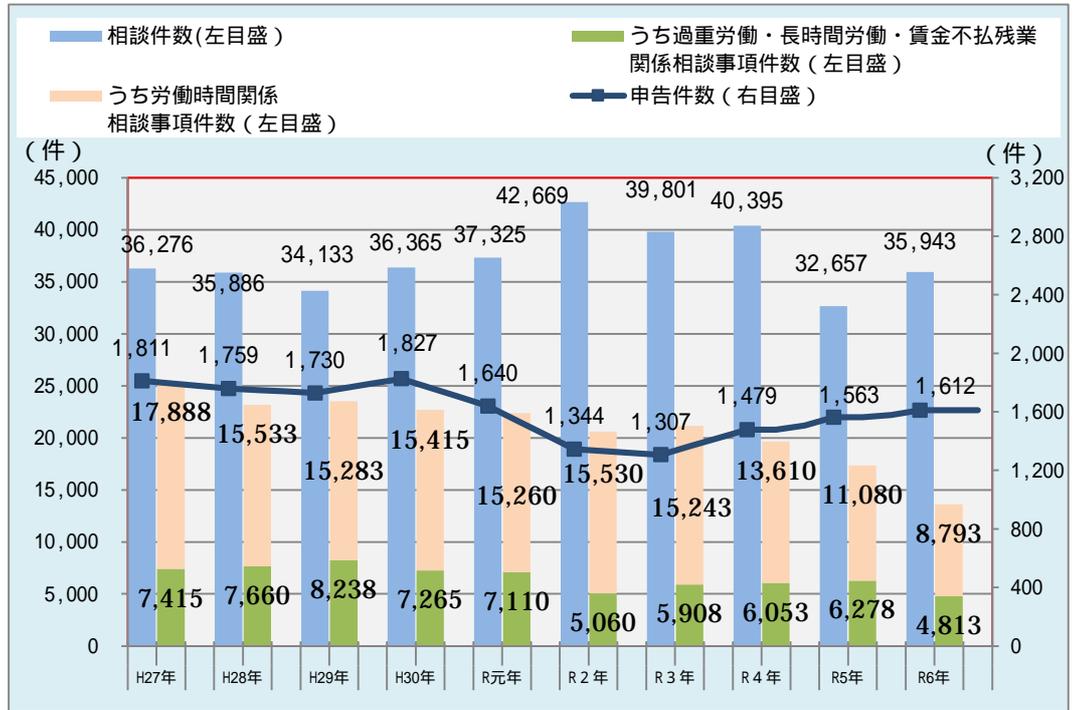
安心して働ける職場環境づくり

働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 長時間労働の抑制を重点とし、過労死等防止対策に取り組みます。
- 2 令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が全面的に適用された業種を中心に、労働時間に関する法令・制度の周知を図ります。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的な労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ一元的に行使します。

申告・相談件数の推移

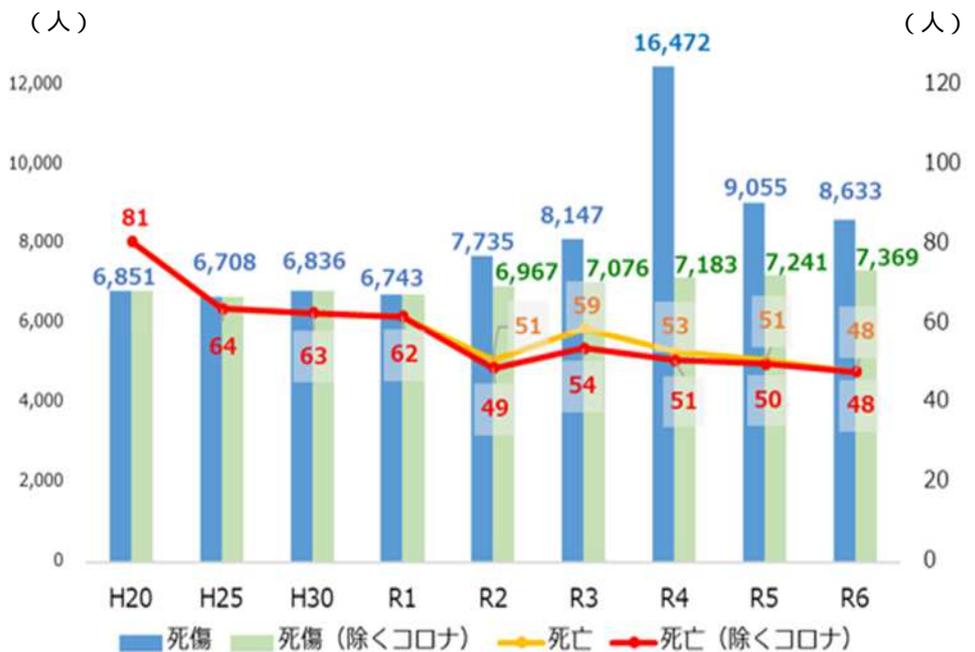


働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度~2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組みます。
本年度の取組は次のとおりです。
死亡者数を47人以下とさせます。
休業4日以上死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

全産業における死傷者数の推移



内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011 - 709 - 2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せ下さい。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

メンタルヘルス取組状況(令和7年2月末現在)

- 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、接客娯楽業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種(30人以上)	5,201	3,965	76.2%
特定6業種(30~49人)	3,361	2,328	69.3%
全産業(30名以上)	13,781	11,318	82.1%

労災補償対策の推進

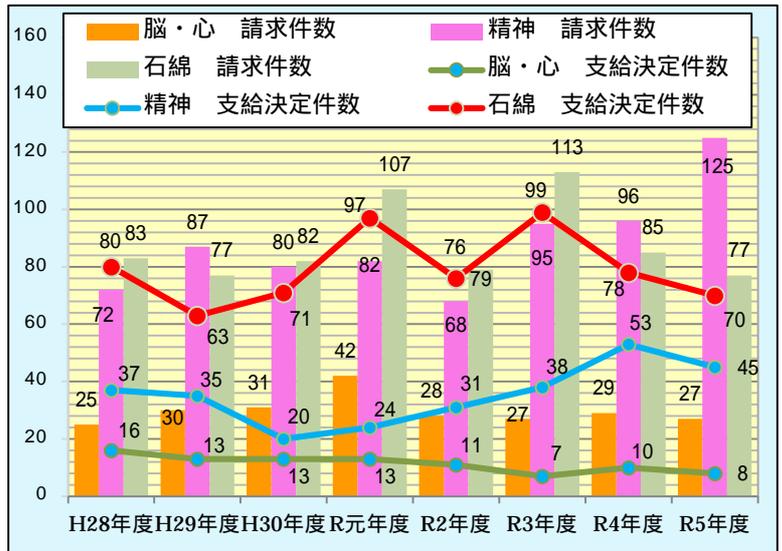
労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の迅速かつ公正な決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

(人) 労災給付新規受給者数の推移



(件) 脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況



最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。 最低賃金の件名	時間額(円)	効力発生日
北海道最低賃金	1,010	令和6年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1,048	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,100	令和6年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,049	令和6年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1,040	令和6年12月1日

賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者には以下の支援を行います。

- 賃金引き上げ特設ページ
- 業務改善助成金
- 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内

令和6年 業種別労働災害発生状況 その1

令和6年確定値

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	-422	-4.7	100.0	51	9,004	9,055
製造業	7	1,114	1,121	4	1,141	1,145	-24	-2.1	13.0	4	1,141	1,145
食料品	2	578	580	3	631	634	-54	-8.5	6.7	3	631	634
木材・家具		104	104		87	87	17	19.5	1.2		87	87
紙・印刷		17	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
窯業・土石		42	42		43	43	-1	-2.3	0.5		43	43
金属・機械	3	161	164		182	182	-18	-9.9	1.9		182	182
その他	2	212	214	1	179	180	34	18.9	2.5	1	179	180
鉱業												
鉱山		2	2		3	3	-1	-33.3	0.0		3	3
土石採取業		26	26	1	16	17	9	52.9	0.3	1	16	17
建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2	9.9	6	893	899
土木工事業	9	263	272	4	296	300	-28	-9.3	3.2	4	296	300
建築工事業	6	371	377	2	379	381	-4	-1.0	4.4	2	379	381
木造建築業	1	105	106		115	115	-9	-7.8	1.2		115	115
その他	2	95	97		103	103	-6	-5.8	1.1		103	103
交通運輸事業		372	372	1	304	305	67	22.0	4.3	1	304	305
陸上貨物運送事業	4	855	859	10	825	835	24	2.9	10.0	10	825	835
道路貨物運送	4	804	808	10	768	778	30	3.9	9.4	10	768	778
陸上貨物取扱		51	51		57	57	-6	-10.5	0.6		57	57
港湾運送業		19	19		8	8	11	137.5	0.2		8	8
林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	0.9	4	64	68
水産業		106	106	1	140	141	-35	-24.8	1.2	1	140	141
商業	3	1,174	1,177	5	1,098	1,103	74	6.7	13.6	5	1,098	1,103
清掃・と畜業		504	504	3	425	428	76	17.8	5.8	3	425	428
上記以外の事業	12	3,504	3,516	16	4,087	4,103	-587	-14.3	40.7	16	4,087	4,103

※ 死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和6年 業種別労働災害発生状況 その2

令和6年確定値

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	2	143	145		119	119	26	21.8	1.7		119	119
畜産業	4	288	292	2	326	328	-36	-11.0	3.4	2	326	328
金融・広告業		45	45		55	55	-10	-18.2	0.5		55	55
映画・演劇業		2	2		1	1	1	100.0	0.0		1	1
通信業		198	198		185	185	13	7.0	2.3		185	185
教育・研究業		74	74		69	69	5	7.2	0.9		69	69
保健衛生業	1	1,954	1,955	1	2,540	2,541	-586	-23.1	22.6	1	2,540	2,541
接客娯楽業	2	465	467	3	460	463	4	0.9	5.4	3	460	463
その他の事業	3	335	338	10	332	342	-4	-1.2	3.9	10	332	342
合計	12	3,504	3,516	16	4,087	4,103	-587	-14.3	40.7	16	4,087	4,103

「第三次産業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	3	1,174	1,177	5	1,098	1,103	74	6.7	13.6	5	1,098	1,103
うち小売業	1	911	912	2	859	861	51	5.9	10.6	2	859	861
金融・広告業		45	45		55	55	-10	-18.2	0.5		55	55
映画・演劇業		2	2		1	1	1	100.0	0.0		1	1
通信業		198	198		185	185	13	7.0	2.3		185	185
教育・研究業		74	74		69	69	5	7.2	0.9		69	69
保健・衛生業	1	1,954	1,955	1	2,540	2,541	-586	-23.1	22.6	1	2,540	2,541
うち社会福祉施設	1	882	883		1,213	1,213	-330	-27.2	10.2		1,213	1,213
うち医療保健業		1,057	1,057	1	1,320	1,321	-264	-20.0	12.2	1	1,320	1,321
接客・娯楽業	2	465	467	3	460	463	4	0.9	5.4	3	460	463
うち飲食店		197	197		222	222	-25	-11.3	2.3		222	222
うち旅館業		128	128		116	116	12	10.3	1.5		116	116
うちゴルフ場	1	55	56	1	51	52	4	7.7	0.6	1	51	52
清掃・と畜業		504	504	3	425	428	76	17.8	5.8	3	425	428
その他の事業	3	335	338	10	332	342	-4	-1.2	3.9	10	332	342
うち警備業		80	80	6	76	82	-2	-2.4	0.9	6	76	82
合計	9	4,751	4,760	22	5,165	5,187	-427	-8.2	55.1	22	5,165	5,187

令和6年 製造業における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	3	16時台	化学工業	30人以上 49人	はさまれ、巻き込まれ	一般動力機械 162	被災者は、プラスチック粉砕機の内部に詰まったものを取り除くため、上半身だけ機械の内部に入り作業を行っていたところ、被災者の存在に気が付かなかった別の労働者が起動ボタンを押下したため、頭部が機械のカッターに巻き込まれたもの。
6	7	16時台	鉄鋼業	300人以上	有害物との接触	危険物、有害物等 514	被災者は、製鉄所内の熱風炉に隣接する建屋から屋外に出た際、熱風炉上部に設置された排気口から排出された高炉ガスを吸い込み、一酸化炭素中毒を発症したもの。
6	8	16時台	食品製造業	50人以上 99人	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等 413	被災者は、作業場内の階段を通行中、階段から転落して床に額を打ち付け、後日体調悪化により亡くなったもの。
6	7	14時台	その他の製造業	30人以上 49人	その他	環7 境1 等9	被災者は、農機具をけん引するトラクターの後進を誘導していたところ、蜂に刺されたため、自らトラックを運転して最寄りの病院に向かったが途中で意識を失い、翌日アナフィラキシーショックにより死亡したもの。
6	10	16時台	鉄鋼業	50人以上 99人	破裂	材料 529	被災者は、旅客機用のボーディングブリッジの解体作業において、空気が入ったタイヤを取り外そうとし、ホイール(二つ割りリム)の固定ボルトを外し、車軸にホイールを固定しているハブ・ナットをタガネとハンマーを使用し叩いたところ、タイヤ内のチューブが膨張破裂し、タイヤ及びホイールが吹き飛び、被災者も同時に吹き飛ばされたもの。
6	12	11時台	食品製造業	30人以上 49人	はさまれ、巻き込まれ	一般動力機械 169	被災者は、玉ねぎ選別施設内において、玉ねぎを投入するための機械が故障したため、同僚と二人で修理を行っていたところ、引っかかって動かなくなっていた箇所の機械が不意に動き出し、被災者の上半身が機械に挟まれたもの。

令和6年 製造業における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	12	10時台	金属製品製造業	10人未満	飛来、落下	仮設物、建築物等	被災者は、同僚2名とともに鉄骨のケレン作業を行うにあたり、2つの架台の上に角材を置き、その上に長さ約6メートルの鉄骨をかけ渡してケレン作業を行っていたところ、鉄骨が角材とともに被災者に落下してきたもの。

令和6年 建設業における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	1	14時台	土木工事業	30人以上 49人	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等 149	被災者は、排雪ダンプの誘導のため移動していたところ、一時停車中の除雪ドーザーの後ろで転倒し、その直後後退した除雪ドーザーにひかれたもの。
6	2	9時台	建築工事業	30人以上 49人	崩壊、倒壊	環 境 等 711	被災者は、ドラグ・ショベルで掘削した箇所に入り、スコップを使用して手掘りで地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したものの。
6	2	11時台	建築工事業	10人未満	崩壊、倒壊	仮設物、構築物、建築物等 415	被災者は、建築物解体現場にて解体物の搬出準備作業に従事していたところ、倒壊した建築物の下敷きになったもの。
6	3	8時台	土木工事業	10人未満	飛来、落下	材 料 521	被災者は、トレーラーの荷台に2段積みされていた鉄筋かごの荷下ろし作業のため、固定していたワイヤーのチェーンブロックを地上で緩めていたところ、荷崩れにより鉄筋かごが落下し、下敷きになったもの。
6	3	9時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、構築物、建築物等 415	被災者はマンション1階にある屋外照明を移設するため、手すり等を設けずに1階屋根上を通過して作業場所へ移動していたところ、墜落したものの。
6	5	10時台	その他の建設業	10人未満	感電	電気設備 351	被災者は、低圧電線の取替作業を行うため電柱に登り、腕木付近で身体保持器具の位置替え等を行っていた際に、低圧電線から1.2メートル上部にある高圧電線に誤って触れて感電したものの。

令和6年 建設業における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	6	9時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	建設機械等 1 4 4	被災者は、林業専用道上において、ロード・ローラーを運転して作業場所に向かっていたところ、路肩から約20m下の斜面に転落したものの。
6	6	9時台	土木工事業	100人以上299人	その他	起因物なし 9 2 1	被災者は潜水士であり、水深1～3mの水中で玉掛け作業を行っていたが、被災者との通信が途絶えたため、連絡員等がホースを引いて被災者を繰り寄せ、陸上に引き上げたところ心停止していたもの。
6	8	15時台	建築工事業	10人以上29人	激突され	動力クレーン等 2 1 2	被災者は、型枠資材の積み降ろしのため、車両積載型トラッククレーンの荷台の上で、角鋼管の束に玉掛け後、荷に背を向け、電話対応していたところ、移動式クレーンの操作者がリモコンで巻き上げ操作を行い、地切りした荷が動き被災者に激突、被災者は荷台から墜落したものの。
6	8	8時台	土木工事業	100人以上299人	おぼれ	水 7 1 3	被災者は、砂防堰堤工事現場の川岸において測量作業中、対岸に渡ろうとして川に入り横断中、水深約1メートルの箇所川に流され、その後現場から川下2キロメートルの地点で心肺停止の状態で見つかったもの。
6	9	13時台	土木工事業	10人以上29人	崩壊、倒壊	環境等 7 1 1	被災者は、暗渠工事現場にて、掘削後の溝に立ち入り、床均し作業を行っていたところ、側壁の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。
6	9	14時台	土木工事業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等 1 4 2	被災者は、道路の横断管改修工事現場にて、ドラグ・ショベルのバケット付近で作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが被災者方向に移動してきたが、地盤の状態によりドラグ・ショベルの停止直後に機体が前方にずれ、被災者がドラグ・ショベルのバケットと付近に置かれていた締固め用機械との間に挟まれたもの。

令和6年 建設業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
6	10	13時台	建築工事業	10人以上 29人	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構造物等 418	建築物の解体工事現場において、長さ約57メートルのコンクリートブロック塀の解体作業中、車両系建設機械の作業装置で当該ブロック塀の端部を引き倒したところ、ブロック塀の上部全体が倒れ、車両系建設機械から約43m離れた位置にいた被災者が下敷きとなったもの。 被災者は、ブロック塀の下部を支えるコンクリート腰壁に固定されていたケーブル等を撤去する作業を行っていた。
6	10	22時台	その他の建設業	10人以上 29人	飛来、落下	用具 379	被災者は、地中埋設管に電気ケーブルを敷設する工事において、電動ウインチとワイヤロープを使い、電気ケーブルを引き入れていたところ、ワイヤロープの通る滑車の取付金具が函体(コンクリート)から外れて跳ね上がり、被災者の上半身に激突したものの。
6	11	11時台	土木工事業	10人以上 29人	はさまれ	動力運搬機 221	被災者は、道路の舗装工事現場において、法肩付近の芝張り作業を行っていたところ、荷台に張芝を積んで後退してきたトラックにひかれたもの。
6	11	8時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構造物等 411	被災者は、倉庫の屋根の塗装工事現場において、屋根と壁の塗装作業を行っていたところ、屋根または足場から墜落したものの。
6	11	13時台	土木工事業	10人未満	交通事故(道路)	乗物 231	被災者は、工事現場から会社に戻るワゴン車の助手席に搭乗していたが、反対方向から走行してきたトラックと正面衝突し、2台とも路外に転落し、被災者が死亡した。天候は吹雪、路面は圧雪状態だった。
6	11	10時台	その他の建設業	10人未満	高温・低温の物との接触	環境等 715	予熱設備(内部が高温となる設備)の外側の補修作業を行っていた被災者が倒れているところを発見され、病院に搬送されたが死亡したものの。(設備の外側周辺は40度程度となるもの)

令和6年 陸上貨物運送事業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
6	1	10時台	道路貨物運送業	10人以上 29人	交通事故 (道路)	動力運搬機 221	被災者の運転するミキサー車が、中央分離帯を乗り越えて横転し、反対車線を走行していたトラックと衝突したものの。
6	6	11時台	道路貨物運送業	30人以上 49人	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機 221	被災者は、ダンプトラックによる土石運搬業務において、車両を停車後、運転席から降りて作業中、車両が前方へ逸走し始めたため、逸走している車両の前方に回り、人力で停車させようとしたところ、その前方に停車していたダンプトラックとの間にはさまれたものの。
6	8	10時台	道路貨物運送業	50人以上 99人	交通事故(道路)	動力運搬機 221	被災者は、トレーラーを運転中、左急カーブを曲がり切れずに、路外に逸脱し横転したものの。
6	11	8時台	道路貨物運送業	10人以上 29人	崩壊、倒壊	材料 522	被災者は、丸太を運送する貨物自動車の運転者であり、材木置き場にて荷卸し待ちをしていた際に、荷台付近でグリスアップ作業を行っていたところ、丸太を固縛するチェーンのフックが外れ、固縛された丸太が崩壊し被災者の頭部に激突したものの。

令和6年 林業災害における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	1	10時台	林業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	車両系木材等材伐出機械	被災者は、グラップルを使用し、伐倒木の木寄せ集材作業を行っていたところ、グラップルのブームのシリンダーとキャビンのフレームの間に挟まれたもの。
6	11	15時台	林業	10人未満	崩壊、倒壊	環7境1等2	被災者は、皆伐作業の現場に入場し、土場において車両系建設機械を使用して木片等を積込む作業に従事していたが、車両系建設機械を降りて移動中、放置されていたかかり木が被災者に倒れてきたもの。
6	11	14時台	林業	10人未満	崩壊、倒壊	環7境1等2	被災者は、グラップルソーを用いた造材作業の補助業務に従事していたところ、受け口と追い口が作られた状態で放置されていた立木が被災者に倒れてきたもの。
6	12	9時台	林業	10人以上29人	激突され	環7境1等2	被災者は、町有林の皆伐現場において作業道を徒歩にて移動していたところ、作業道付近の斜面下方で同僚労働者がチェーンソーにより立木を伐倒しており、倒れてきた立木に激突されたもの。

令和6年 その他の業種における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	1	11時台	その他の事業	100人以上 299人	交通事故（その他）	乗物 239	被災者が乗船していた作業船が、後方から波を受けて転覆したもの。
6	1	11時台	その他の事業	100人以上 299人	交通事故（その他）	乗物 239	被災者が乗船していた作業船が、後方から波を受けて転覆したもの。
6	2	11時台	畜産業	10人以上 29人	切れ、こすれ	一般動力機械 169	被災者は、牧草ロールを裁断機で細かく裁断する業務に従事していたところ、裁断機により両足を切断したもの。
6	3	13時台	卸売業 その他の	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等 145	被災者は、金属スクラップの積込の準備作業において、旋回してきた解体用機械の上部旋回体後部とその近傍の金属廃品との間に胸部を挟まれたもの。
6	4	8時台	畜産業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	動力伝導機構 121	被災者は、牛の飼料の混合機が一体となった給餌トラックを運転し、牛の給餌作業に従事していたところ、混合機のスクリューに巻き込まれたもの。
6	4	9時台	その他の接客娯楽業	10人未満	墜落、転落	用具 371	被災者は、電線に掛かった木の枝を取り外すため、軽トラックの荷台上に脚立を置き、天板の上にまたがり、両足で脚立を挟むような体勢で高枝切りばさみを使って木の枝を切ろうとしたところ、バランスを崩し、脚立から軽トラックの運転席前方の地上部まで墜落したもの。

令和6年 その他の業種における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	5	10時台	農業	10人未満	おぼれ	環 境 等 7 1 3	被災者は、頭首工で水位管理・清掃業務を行っていたところ、魚道にかけられていた歩み板から墜落し、川に流されたもの。
6	5	12時台	畜産業	10人未満	おぼれ	環 境 等 7 1 3	被災者は、農業用排水柵の詰まりを解消しようと、バキュームカーに接続するためのホースの端部を同柵内の排水管に接続しようとしたところ、排水柵に転落したと推定される。
6	2	6時台	その他の小売業	100人以上 299人	切れ、こすれ	起 因 物 な し 9 2 1	被災者は、店舗内にて作業を行っていたところ、来店した客に刃物で切り付けられたもの。
6	6	13時台	農業	10人未満	墜落、転落	仮 設 物 、 4 建 築 物 、 4 構 築 物 、 4 構	被災者は、米麦貯蔵施設内において、設備に堆積したもみ殻を送気ホースを使用して清掃する作業を行っていたところ、架設通路の手すりのない箇所から、深さ約5.6mの貯蔵タンク内に転落したもの。
6	6	15時台	卸売業	10人未満	転倒	仮 設 物 、 4 建 築 物 、 1 9 構 築 物 、 9 構	被災者は、得意先の事務所内の通路を歩行していたところ、段差につまずいて前方に転倒し、後日体調悪化により亡くなったもの。
6	8	13時台	社会福祉施設	10人以上 29人	交通事故（道路）	乗 物 2 3 1	被災者は、利用者宅への訪問看護のためワゴン車で移動中、対向車線からのトレーラーと正面衝突したもの。

令和6年 その他の業種における死亡災害

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
6	9	13時台	その他の事業	100人以上 299人	激突され	乗物 231	被災者は、トンネル内にて片側車線規制を行い点検作業を行っていたところ、規制線内を後進してきた作業車に激突されたもの。
6	12	8時台	その他の接客娯楽業	30人以上 49人	激突され	環境等 712	被災者は、ゴルフ場のコースにある防風林の立木をチェーンソーを用いて伐倒する作業を行っていたところ、伐倒中の木が裂け上がり、裂けた木が被災者に激突したもの。
6	12	11時台	畜産業	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	一般動力機械 162	被災者は、飼料攪拌機に誤って投入された異物を除去するため、攪拌機の内部に入り作業を行っていたところ、別の作業者が攪拌機内に被災者がいることに気づかず攪拌機のスイッチを入れたため、被災者が攪拌機内で巻き込まれたもの。

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月1日～5月31日)

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和7年			前年同期			対前年		本年分	令和6年確定値			
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)	死亡	休業	合計	
全産業計	1()	50	51	1()	70	71	-20	-28.2%	100%	1()	192	193	
業種内訳	製造業	1()	1	2	()	2	2		3.9%	()	9	9	
	食料品	()			()	1	1	-1	-100.0%	()	5	5	
	木材木製品	()	1	1	()			1	2.0%	()	1	1	
	家具・装備品	()			()					()			
	窯業・土石	()			()					()			
	金属・機器	()			()					()			
	その他	1()		1	()	1	1		2.0%	()	3	3	
	鉱業	()			()					()			
	土石採取業	()	1	1	()			1	2.0%	()			
	建設業	()	3	3	()	3	3		5.9%	()	11	11	
	土木工事業	()	1	1	()	1	1		2.0%	()	5	5	
	建築工事業	()			()					()	2	2	
	木造建築業	()	2	2	()	1	1	1	100.0%	3.9%	()	2	2
	その他	()			()	1	1	-1	-100.0%	()	2	2	
	道路貨物運送	()			()	3	3	-3	-100.0%	()	8	8	
	その他の運輸	()			()	2	2	-2	-100.0%	()	2	2	
	陸上貨物取扱	()			()	1	1	-1	-100.0%	()	1	1	
	港湾荷役業	()			()					()			
	林業	()			()	2	2	-2	-100.0%	()	5	5	
	漁業	()	3	3	()	2	2	1	50.0%	5.9%	()	12	12
卸・小売	()	2	2	()	2	2		3.9%	()	6	6		
清掃業	()	1	1	()			1	2.0%	()	1	1		
畜産業	()	35	35	()	42	42	-7	-16.7%	68.6%	()	119	119	
その他の事業	()	4	4	1()	11	12	-8	-66.7%	7.8%	1()	18	19	

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものです。

死亡災害件数の()欄は交通事故(道路交通法適用)による件数で内数。

今月のコメント	<p>1 労働災害発生状況について 全産業における死亡及び休業4日以上労働災害(令和7年中に発生した災害)は51件で、前年同期と比較して20件減少しています。 令和7年5月に新たに把握した災害は16件で、業種別では漁業1件、畜産業12件、その他の事業3件です。 事故の型別では2メートル以上からの墜落・転落1件、2メートル未満からの墜落・転落5件、転倒(滑り)1件、転倒(つまずき)1件、その他の転倒1件、激突され5件、はさまれ・巻き込まれ2件です。 16件の労働災害のうち、軽種馬産業におけるものは12件あり、その内訳は落馬3件、蹴られた1件、引っ張られた1件、踏まれた1件、かまれた1件、馬と共に転倒2件、馬に押された1件、馬に激突された1件、その他(馬扱い中)1件です。</p>
	<p>2 令和7年度(第98回)全国安全週間について 6月1日から6月30日までは、令和7年度(第98回)全国安全週間の準備月間です。 今年度の全国安全週間のスローガンは、 「多様な仲間と築く安全 未来の職場」 です。 業種横断的な労働災害防止対策として、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」、「高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策」、「交通労働災害防止対策」、「熱中症予防対策」、「業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策」が実施事項として挙げられていることから、どの業種の事業者様におかれましても、安全週間中のゼロ災害実現に向けた準備をお願いします。 詳細につきましては、令和7年度全国安全週間実施要綱及び全国安全週間リーフレットを裏面記載の2次元コードやURLよりご確認ください。</p>
	<p>3 職場における熱中症対策の強化について 令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されます。 「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業について、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者義務付けられます。 詳細については、裏面URL若しくは2次元コードをご確認ください。</p>

令和7年 死亡災害発生状況

浦河労働基準監督署

件数	発生時刻	事業の種類	職種	災害の種類	起因	災害発生状況の概要
1	2月 14時台	その他の製造業	作業員	墜落・転落	開口部	被災者は、同僚と2名で放水ダムの設備の点検作業に従事していた際、放水口制水門を開閉する巻き上げ機の取付け位置にある開口部を塞ぐ蓋板（重さ約30kg）の位置がずれていたため、2名で蓋の位置を調整しようとしたところ、蓋板の重みに引っ張られた被災者が開口部から10m以上墜落したものの。

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード		
1		浦河労働基準監督署からのお知らせ【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_00005_15.html
2		北海道の労働災害統計【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsaihai.html
3		令和7年度 全国安全週間【中央労働災害防止協会HP】 https://www.jisha.or.jp/info/campaign/anzen/
4		建設業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saihai/kennsetsugyousaigaiboushi.html
5		学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/
6		2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます https://www.mhlw.go.jp/content/001254088.pdf
7		労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido.html
8		石綿総合情報ポータルサイト https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/
9		最低賃金について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/minimum_wage.html
10		適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ【厚生労働省HP】 https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/



第14次労働災害防止計画の3年目に向けて

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする



第14次防本文

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少[※]

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる[※]

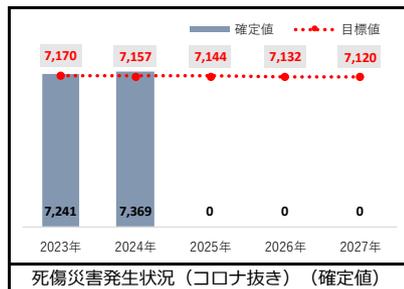
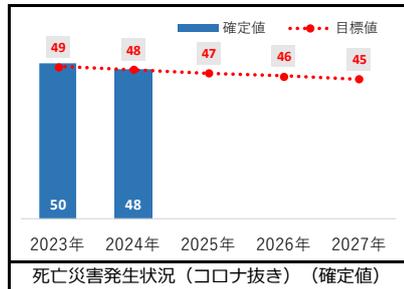
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の2年目であった令和6年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は48人と、2年目の目標（48人）を達成しました。一方、死傷災害は7,369人と前年より増加し、2年目の目標（7,157人）を達成できませんでした。

死亡災害の業種別発生状況では建設業が18人と最も多く、次いで製造業7人、陸上貨物運送業4人、林業4人、畜産業4人が続きます。事故の型別発生状況では、はさまれ、巻き込まれ10人が最も多く発生しており、次いで崩壊、倒壊7人、墜落、転落6人、激突され4人、交通事故（道路）4人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に主なもので、商業（15.9%）、製造業（14.9%）、陸上貨物運送業（11.7%）、保健衛生業（11.7%）、建設業（11.6%）、清掃・と畜業（6.8%）、接客・娯楽業（6.3%）となっています。また、事故の型別発生状況は、発生割合が高い順に主なもので、転倒2,401件（32.6%）、動作の反動、無理な動作1,168件（15.9%）、墜落、転落1,135件（15.4%）、はさまれ、巻き込まれ688件（9.3%）となっています。



計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

建設業における労働災害防止対策の推進



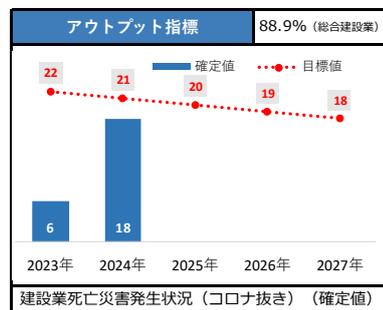
建設業 アウトカム指標

死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡者数は18人であり、目標を達成したものの、前年を大幅に上回りました。

事故の型別内訳は崩壊、倒壊4人、墜落、転落3人、はさまれ、巻き込まれ3人、飛来、落下2人でした。

高所からの墜落、転落災害防止に加え、建築物の解体による部材の倒壊や落下による災害防止を徹底する必要があります。



社会福祉施設における労働災害防止対策の推進

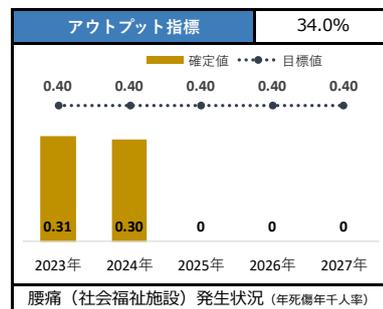
社会福祉施設 アウトカム指標

腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

社会福祉施設における腰痛は54人であり、死傷年千人率では0.30と目標（0.40）を下回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。

引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。

（社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和3年経済センサスを使用しています。）



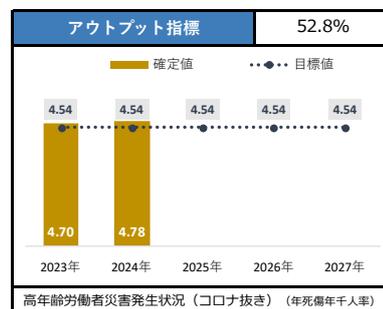
高齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

高齢労働者 アウトカム指標

60歳以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳以上の死傷者数は2,439人（33.1%）と最も多く、男性は0.06ポイント目標を下回ったものの、女性は0.65ポイント目標を上回り、全体では目標を0.24ポイント上回っています。事故の型別の発生状況では人数が多い順に主なもので転倒1,117人（45.8%）、墜落、転落394人（16.2%）、動作の反動、無理な動作279人（11.4%）でした。

引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。



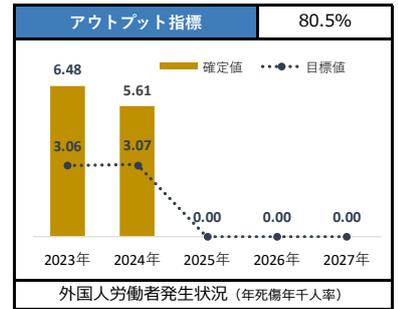
外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進



外国人労働者 アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

死傷者数は246人と前年を16人上回り、死傷年千人率は5.61と目標値を2.54ポイント上回っています。業種別では主なもので畜産業68件(27.6%)、製造業61件(24.8%)、建設業36件(14.6%)、商業18件(7.3%)、農業13件(5.3%)、旅館業13件(5.3%)です。また、在留資格別では技能実習82件(33.3%)、特定技能59件(24.0%)、技能56件(22.8%)となっています。やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。

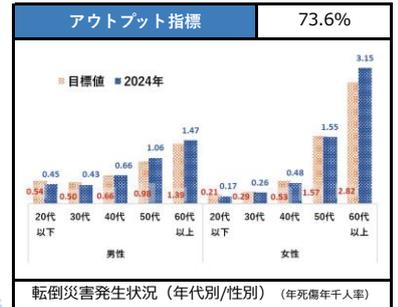


転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

転倒 アウトカム指標

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける

転倒災害は2,401件(32.6%)と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は1.00と目標値を0.03ポイント上回っています。特に60歳以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。業種別では小売業442件(18.4%)、社会福祉施設265件(11.0%)、清掃・と畜業201件(8.4%)、道路貨物運送業197件(8.2%)、食料品製造業193件(8.0%)で多く発生しています。引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。



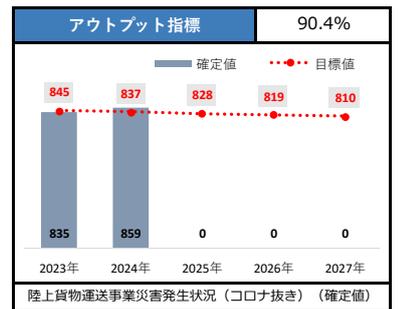
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業 アウトカム指標

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は859人と前年より24人増加し、2年目の目標値(837人)を上回りました。事故の型別では転倒219件(25.5%)、墜落、転落216件(25.1%)、動作の反動、無理な動作121件(14.1%)、はさまれ、巻き込まれ88件(10.2%)が多く発生しています。墜落、転落災害のうち、荷役作業中のものは70.4%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は60.2%に上ります。荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。

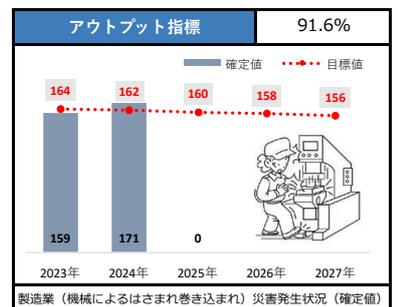


製造業における労働災害防止対策の推進

製造業 アウトカム指標

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

製造業全体の死傷者数は1,096人と前年より27人減少しました。食料品製造業が580人と製造業全体の52.9%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が164人(15.0%)、木材・家具製造業104人(9.5%)となっています。機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数は171人と2年目の目標値(162人)を上回りました。外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。



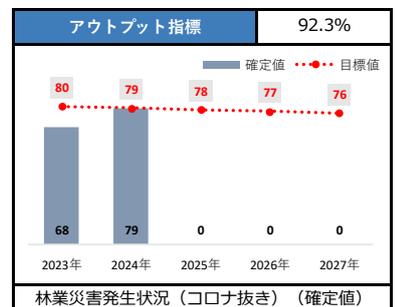
林業における労働災害防止対策の推進

林業 アウトカム指標

林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は79人と2年目の目標値(79人)は達成したものの、前年より11人増加しています。事故の型別では主に、激突され17人(21.5%)、飛来、落下13人(16.5%)、切れ、こすれ10人(12.7%)、転倒9人(11.4%)が発生しています。起因物別では立木等32件(40.5%)、車両系木材伐出機械8件(10.1%)、一般動力機械8件(10.1%)、チェーンソー7件(8.9%)となっています。伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

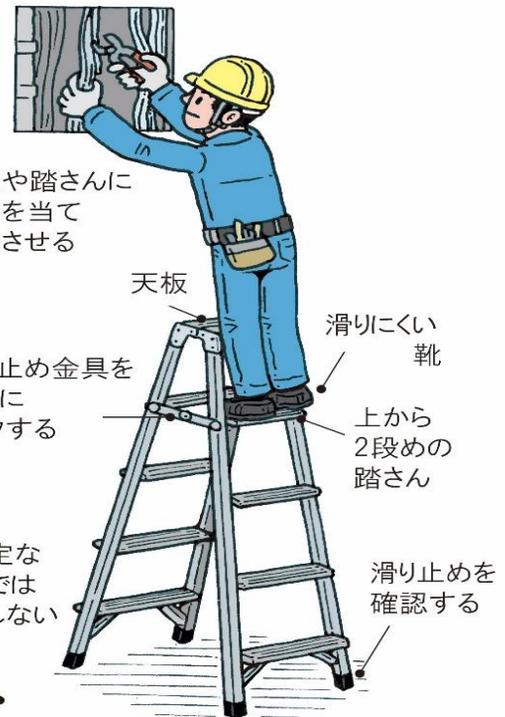
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒

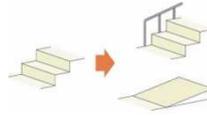


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存
参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。

※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。

※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。

※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。

※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。

※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】	●	●	●	●	
作業者に対する特別教育の実施【27条】	●	●	●	●	
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】	●	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】	●				
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】	●	●	●	●	
マスク、保護衣等の使用【14条】	●	●	●	●	
関係者以外の立入禁止・表示【15条】	●	●	●	●	
石綿作業場であることの掲示【34条】	●	●	●	●	
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】	●	●	●	●	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】	●	●	●	●	
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】	●	●	●	●	

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

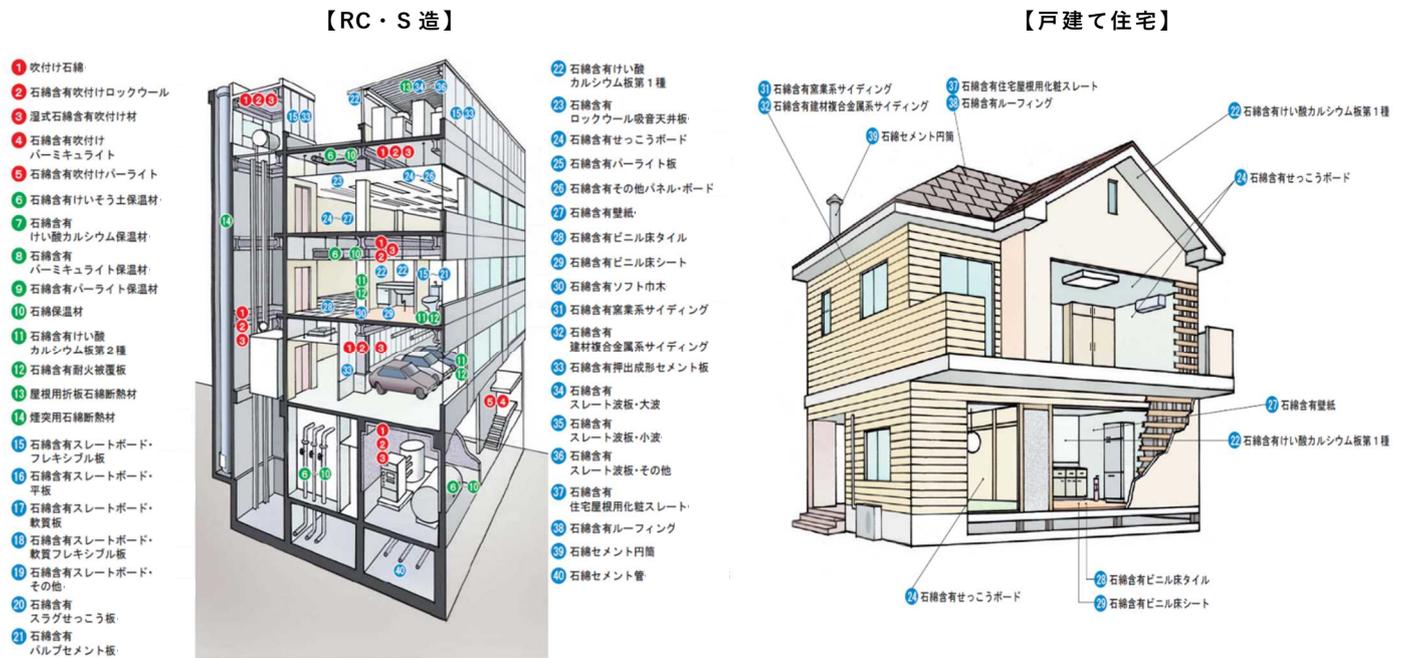
ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、**石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**

石綿（アスベスト）とは

石綿は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、**工事の施工業者は石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められたばく露・飛散防止措置等を講じる必要があります。**

一方で、施工業者が関係法令に定められた措置を適正に講じるためには、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまにも、費用や工期等についての配慮や関係法令に定められた措置等を行っていただく必要があります。**

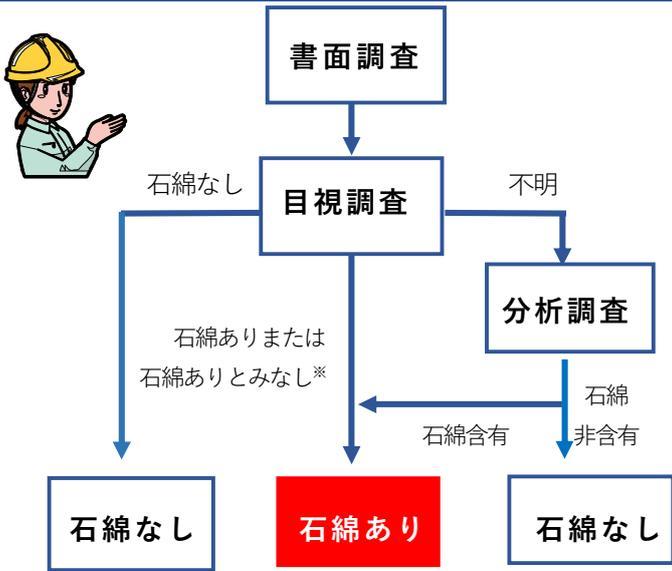
アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

事前調査の流れ



※石棉ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正のポイント、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置や、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



事前調査費用の項目例

・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査 ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な工事業者を選定するために

石綿の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 工事費用に、**事前調査費が計上されていること**や、石綿の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 事前調査終了後、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、地方公共団体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましょう。

【参考】吹付け石綿への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等】



吹付け石綿
（鉄骨材の耐火被覆）



石綿含有吹付け
ロックウール
（鉄骨材の耐火被覆）

建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



⚠
既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです*

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 変電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突^{※5}
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
- ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
- ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
- ※4 ケーブルを含む。
- ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
- ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、登録講習機関で受講できます！

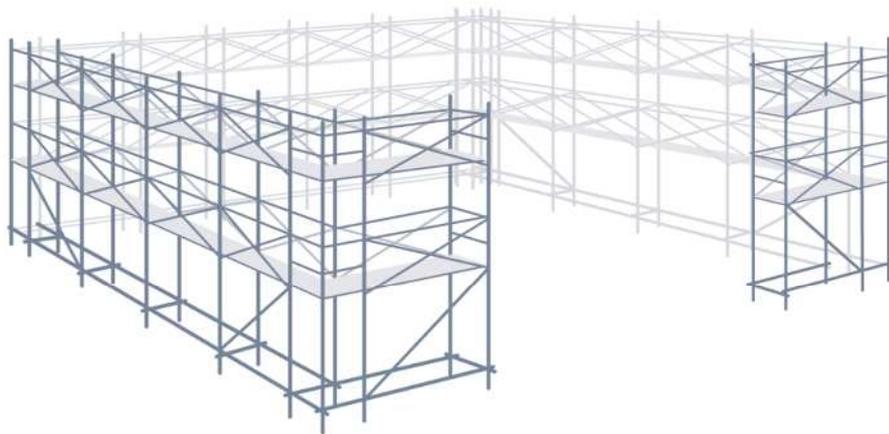
各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



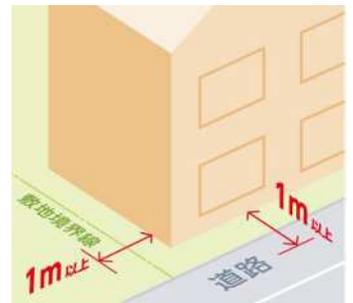
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

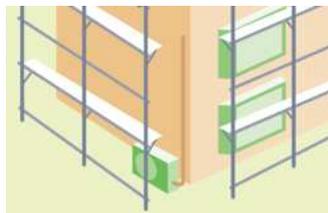
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

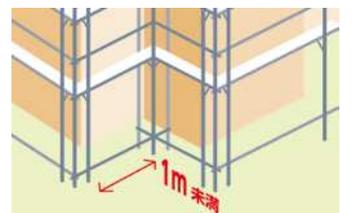


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

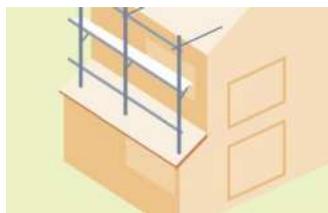
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



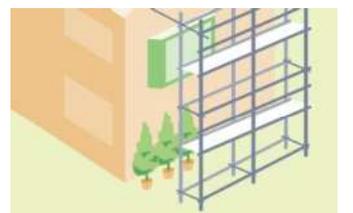
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、
第655条R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の
記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

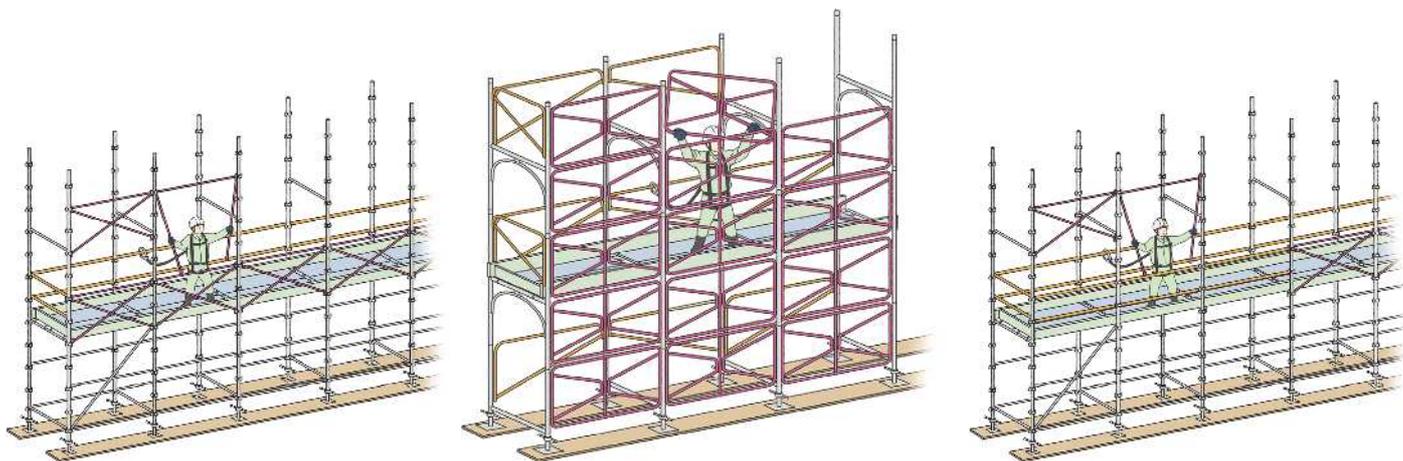
手すり先行工法の足場を 使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



改正のポイント

1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親網機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



● 手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

働きやすい安心感のある足場とは

P6,7 に記載する留意事項のほか、より安全な作業を行えるように必要な次の措置を講じた足場を言います。わく組足場については以下の2つの□又は◇の措置が必要です。

- 交さ筋かい及び高さ 15cm~40cm の下棧又は高さ 15cm 以上の幅木（これらと同等以上の機能を有する設備）
- 上棧（これらの措置と同等以上の機能を有する手すりわく）
- ◇防音パネル、ネットフレームの設置等（□と同等の措置）

わく組足場以外の足場については、右記二次元コードより確認ください。その他、墜落災害の防護のための安全ネット、飛来・落下防止のためのメッシュシート又は防音シートを設置しましょう。

強風等の悪天候時に作業を中止する場合にあっては、メッシュシート及び防音シートを折りたたむ等の足場の倒壊等を防止する措置を講じるよう努めましょう！

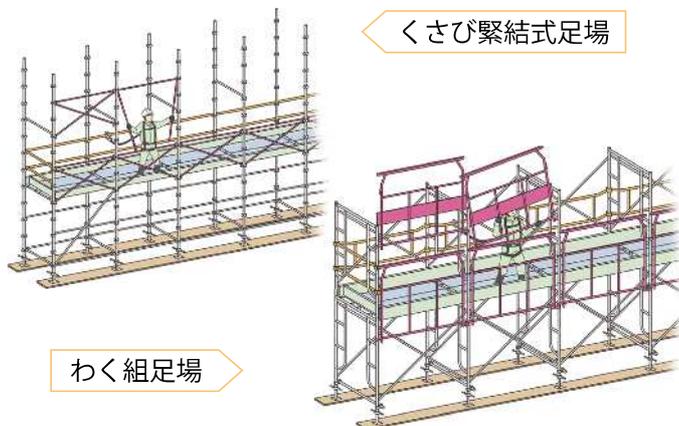
安全ネット等の性能、使用方法はこちらから▶



手すり先行工法の種類

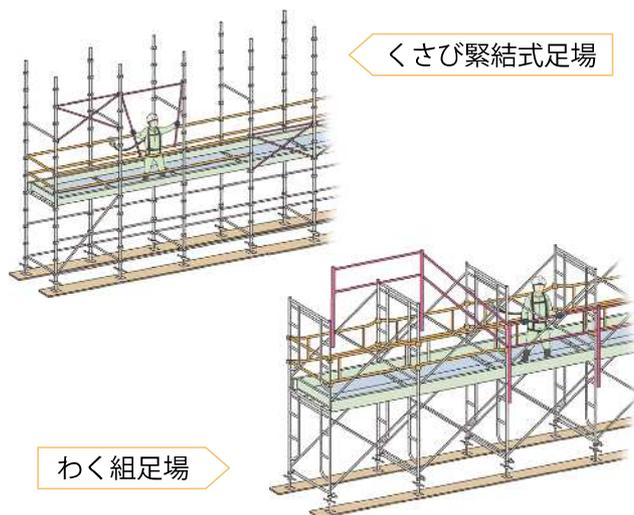
手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



手すり先送り方式

- 足場の組立等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（先送り手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式
- 先送り手すり機材は最上層のみに設置されることが一般的



手すり先行専用足場方式

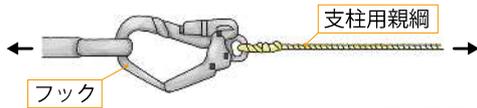
- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式



性能

要求性能墜落制止用器具を 取り付ける機材

- 支柱用親綱は、下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
 - ①金具等(フック)が荷重11.5kNまでに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。
 - ②荷重の最大値が14.0kN以上であること。

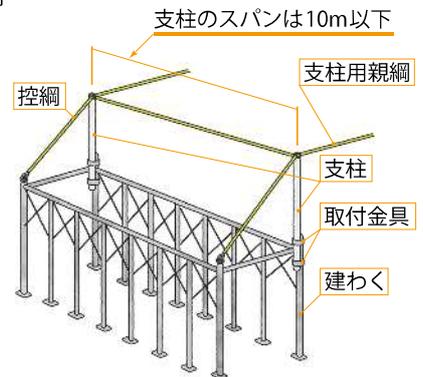


- その他、親綱機材の必要な性能はこちら



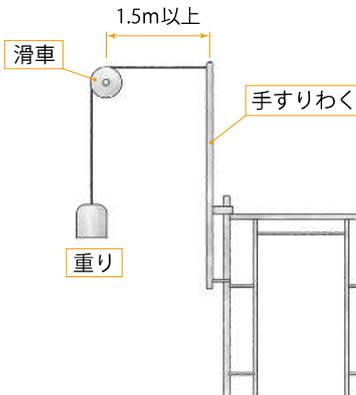
使用方法

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 支柱の取り付け等は、次に定めるところによること。
- その他、必要な情報はこちら。
親綱機材・支柱用親綱・緊張器等の使用方法



据置手すり機材と先送り手すり機材

- 下図の試験を行った場合に、次に定める強度等を有するものであること。
 - ①水平移動量が100mm以下であること。
 - ②強度：水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できること。



- その他、手すりわくの必要な性能はこちら



- くさび緊結式足場用先行手すりの性能はこちら



据置手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 交さ筋かいを取り外して使用する据置手すり機材にあつては、足場の片側構面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること。
- 以下それぞれの使用方法及び製造者が定める使用方法等により使用すること

手すりわくの
使用方法



くさび緊結式足場用先行
手すりの使用方法



先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用

- 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。
- 足場の片側又は両側の構面に設置すること。
- わく組足場に使用する場合は、交さ筋かい及び下横又は15センチメートル以上の幅木を設置した後でなければ上下スライドさせてはならないこと
- くさび緊結式足場に使用する場合は、手すり及び中横を設置した後でなければ上下移動させてはならないこと
- 要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること
- 製造者が定める使用方法等により使用すること

手すり先行専用足場

- 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等については、同規格に定める性能を有するものであること。

手すり先行専用足場は、次に定めるところにより使用

- 製造者が定める使用方法等により使用すること。
- 要求性能墜落制止用器具取付設備として使用するときは、必要な強度を有していることを確認すること

● 事前調査、各計画の策定により施工計画を策定し、

事前調査

次の事項の調査を行い、その状況を確認

<敷地内調査>

- 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- 敷地の広さ、形状、鶏舎、土質等の状況
- 敷地使用上の制約、障害物の存在等
- その他足場の設置に関して必要な事項

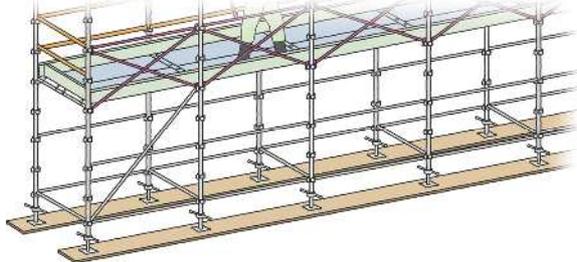
計 画

足場計画

次の事項を明らかにした足場計画を策定

- 足場の種類、足場の組立て等の作業方法
- 構造（丈夫で安心感のある構造）
- 設計荷重（足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定）
- 最大積載荷重（足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定める）
- 機材（足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認）
- 組立図（各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成）
- 点検（点検頻度、実施体制、結果の記録・保存・保存期間）

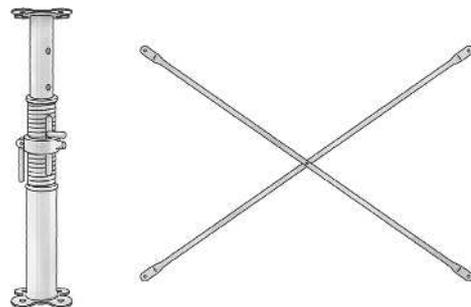
点検に関する改正労働安全衛生規則（令和5年10月施行）の情報はこちら▶



機材管理計画

次の事項を明らかにした機材管理計画を作成

- 機材の点検（組立て・変更の作業前に）
- 規格への適合の確認（鋼管足場用の部材及び附属金具の規格等）
- 経年管理の確認（参照：平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」）



仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成

- 安全に昇降するための仮設備
- 飛来落下を防止するための仮設備
- 照明を確保するための仮設備
- 電源を確保するための仮設備
- その他必要な仮設備

工程表

足場を使用する作業・足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成

- 各作業に関する工程
- 安全衛生管理に関する工程
- 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

関係労働者に周知しましょう！

<周囲の調査>

- 敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- 架空電線の有無及びその状況
- 崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- 道路、交通量、交通規制等の状況
- 工事施工上の制約等
- その他足場の設置に関して必要な事項



機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械を使用する時は、次の事項を明らかにした機械計画を作成

- 機械の設置 (①使用する機械の種類、能力及び必要台数
②使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間
③使用する機械の搬出入の方法
④その他機械の設置に必要な事項)
- 機械の使用 (①機械の作業範囲及び作業方法
②機械の運行経路③機械の運転中に立入りを禁止する方法
又は誘導者を配置する方法④その他機械の使用に必要な事項)



作業計画

足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成

- 足場の組立ての作業の準備 (障害物等の除去方法、架空電線の防護方法、足場の基礎地盤の整備方法、周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法、機材等の搬入及び仮置き方法、その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項)
- 足場の組立ての作業 (①足場を構成する部材の取付けの方法及び手順②朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順③階段及び踊り場の設置方法及び設置手順④出入口等の補強方法及び補強手順⑤機械の作業方法等に応じた作業手順⑥その他足場の組立ての作業に必要な事項)
- 足場の解体の作業 (①取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順②機械の作業方法等に応じた作業手順③その他足場の解体の作業に必要な事項)
- 足場の変更の作業 (①足場の変更に関する承認方法②一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法③足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法④その他足場の変更の作業に必要な事項)

安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成

- 安全衛生管理体制
- 安全衛生教育
- 安全衛生活動

策定した計画に基づき、前のページで紹介した手すり先行工法の使用方法を確認し作業を行いましょう。

計画を変更する必要がある場合は、事前に関係者と十分に検討を行い、変更した計画を関係労働者に周知しまししょう！

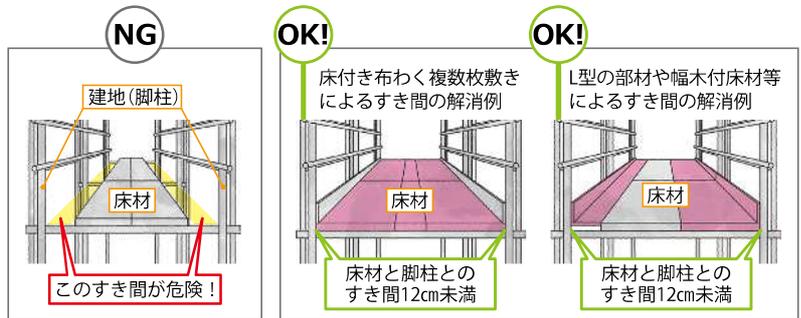


● 手すり先行工法を用いた足場の組立て等作業に当たり留意すべき事項

1. 足場の構造上の留意事項

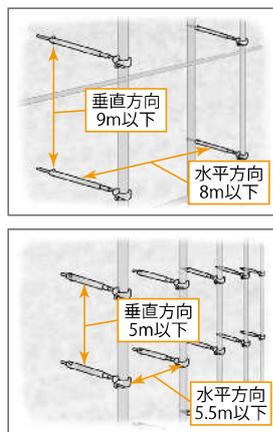
布

- 足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱との隙間が、原則として12センチメートル未満になるように設置すること
- 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること



壁つなぎ

- 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること
- 壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること
- 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合には、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けること



わく組足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

くさび緊結式足場

- 壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること

脚部

- 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること

わく組足場

- 建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さを揃えること

くさび緊結式足場

- 支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さを揃えること

筋交い

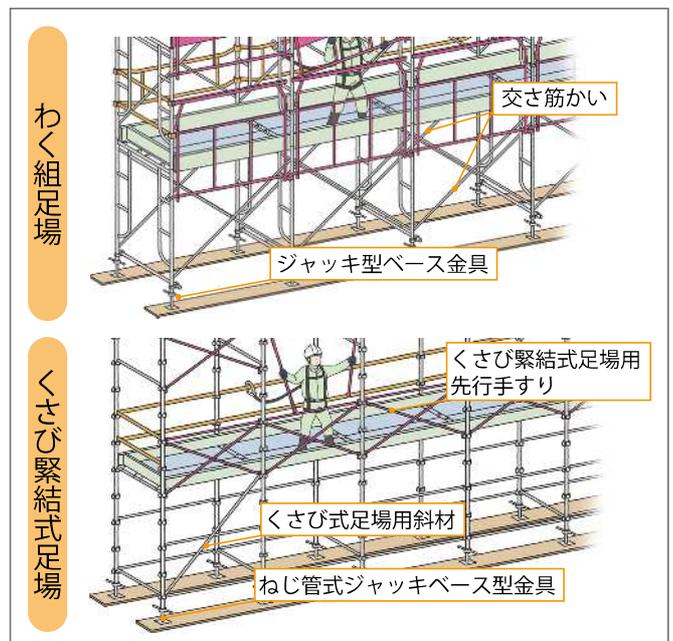
- 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること

わく組足場

- 交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること

くさび緊結式足場

- くさび緊結式足場用先行手すり又はくさび式足場用斜材を取り付けること



2. 足場の組立て等の作業における留意事項

作業時期等の周知

- 足場の組立て等の作業に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること

立入禁止

- 足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること

手すり先行の徹底

- 手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取り外された作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること

要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱の設置等

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す場合は、水平親綱を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させること。また、要求性能墜落制止用器具を取り付ける水平親綱を設置するときは、リーフレットP3の要求性能墜落制止用器具の性能・使用方法を確認すること

つり網等の使用

- 機材等を上げ下ろしするときは、つり網、つり袋、荷揚げ用のウインチ、荷揚げ用のリフト等を労働者に使用させること

特別教育の実施

- 足場の組立て等の作業に係る業務に就く労働者に対しては、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の特別教育を実施すること。また、足場を使用する作業に就く労働者に対しては、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の特別教育を実施するよう努めること

要求性能墜落制止用器具の使用

- 足場の組立て等の作業の必要上、手すり等を先行して設置できない又は取り外す箇所においては、労働者に要求性能墜落制止用器具を装着させるとともに、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備に、当該要求性能墜落制止用器具を確実に取り付けさせること。また、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること
- なお、要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づいて対応すること

悪天候時の作業の中止

- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること

作業主任者の選任

- 足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に安衛則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安安全行動を行わないよう監視させること

足場の変更

- 足場を変更する場合は、作業計画で定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材等は必ず復元すること

3. 足場の点検等に関する留意事項

点検等の実施体制

<点検者の指名>

- 安衛則第567条に基づき点検者を指名すること
- 足場の組立て作業後の点検の実施者は、
 - ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築であるものに限る。)等の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者等十分な知識、経験を有する者を指名

<点検表の作成>

- 足場の組立て作業後の点検は足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成する

<点検・補修結果等の記録及び保存>

- 作成した点検表により点検者の氏名、点検結果、補修の内容等を記録し、必要な期間保存すること

点検等の実施

<足場の組立て等の作業の監視>

- 足場の組立て等作業主任者に安衛則第566条に規定する作業の進行状況等の監視
- 手すり先行工法の機材や要求性能墜落制止用器具を取り付ける機材等の監視

<足場の組立て等の作業後の点検>

- 足場の組立て等の作業を行った後、指名された点検者は、作成した点検表を用いて安衛則第567条第2項に規定する点検を実施
- 安全ネット等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修

<作業開始前点検>

- 足場を使用する作業を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、安衛則第567条第1項の点検を実施

足場等の種類別点検チェックリスト
を活用しよう。▶



4. 足場を使用する作業等における留意事項

- 足場を使用する作業等は、点検後に開始すること
- 作業床には、最大積載荷重を超えて積載してはならないこと。
- わく組足場の建わくを昇降する行為やくさび緊結式足場の支柱を昇降する行為等の足場上で不安安全行動を行わないことを安全衛生教育等により関

係者に周知すること。

- 作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること
- 強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人*もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は
下記HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



**安全衛生経費について
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問
合
せ
先

手すり先行工法等ガイドラインについて 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

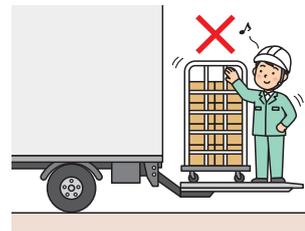
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

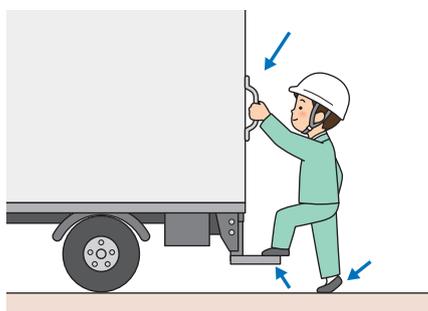
昇降設備の留意事項について



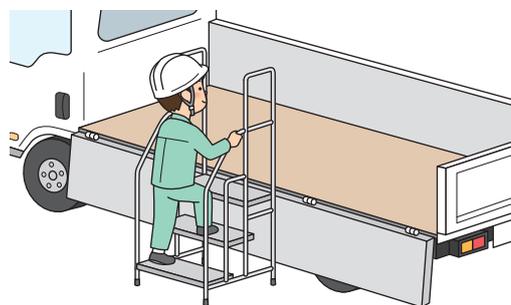
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



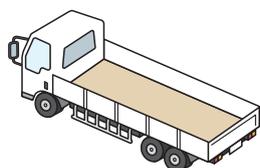
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

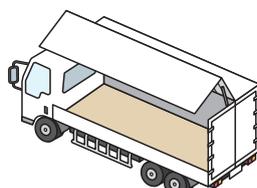
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

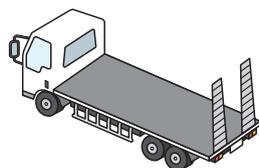


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

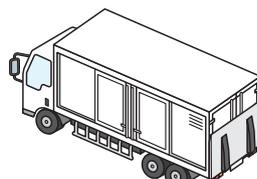


ウイング車



建機運搬車

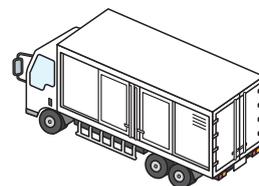
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

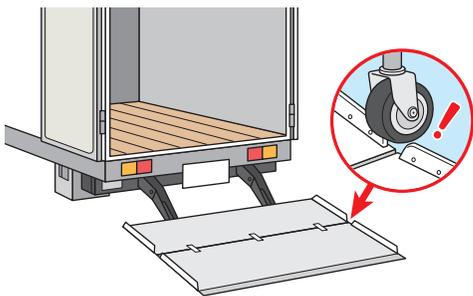


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

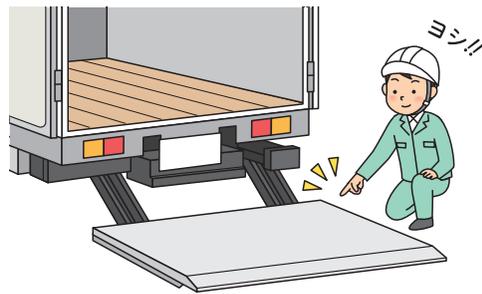
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

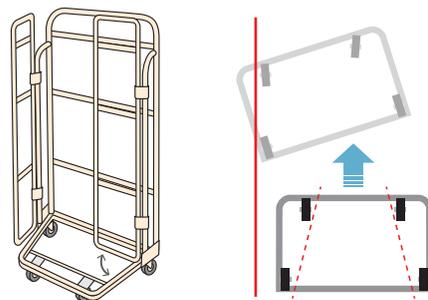
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



警備業務の労働災害防止チェックリスト 下記項目を確認してください。

作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施 (警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集)	<input type="checkbox"/>
		計画段階でのリスクアセスメント実施 (危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討)	<input type="checkbox"/>
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成 (警備員の適正配置、夜間照明等を検討)	<input type="checkbox"/>
		危険箇所等の作業計画への明示 (車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認)	<input type="checkbox"/>
	点検等	警備を行う作業場所の的確な点検 (墜落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も)	<input type="checkbox"/>
		保護具、用具類の点検 (保護帽、作業服、安全靴、安全ベルト、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検)	<input type="checkbox"/>
	安全衛生対策等	作業指揮者の選任 (警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行)	<input type="checkbox"/>
		全員で安全な作業の打ち合わせ実施 (作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施)	<input type="checkbox"/>
		建設現場における元請との連携 (車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有)	<input type="checkbox"/>
		KY活動と体調管理の確認 (作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底)	<input type="checkbox"/>
		警備員に対する安全衛生教育の実施 (的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施)	<input type="checkbox"/>
作業時	車両の入退場時における接触防止の徹底 (的確な車両誘導と車両との距離確保！)		<input type="checkbox"/>
	公道上における安全な車両誘導の徹底	 (道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！)	<input type="checkbox"/>
	建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底	(現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置)	<input type="checkbox"/>
	体調管理と休憩時間の確保	(警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、熱中症予防対策の徹底)	<input type="checkbox"/>
	悪天候時等の環境悪化への対応	(強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！)	<input type="checkbox"/>
	公衆災害の防止対策	(第三者（通行人等）に対する安全対策（誘導員配置や歩行通路の確保）などの配慮)	<input type="checkbox"/>

作業場名	点検日	点検者
------	-----	-----

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

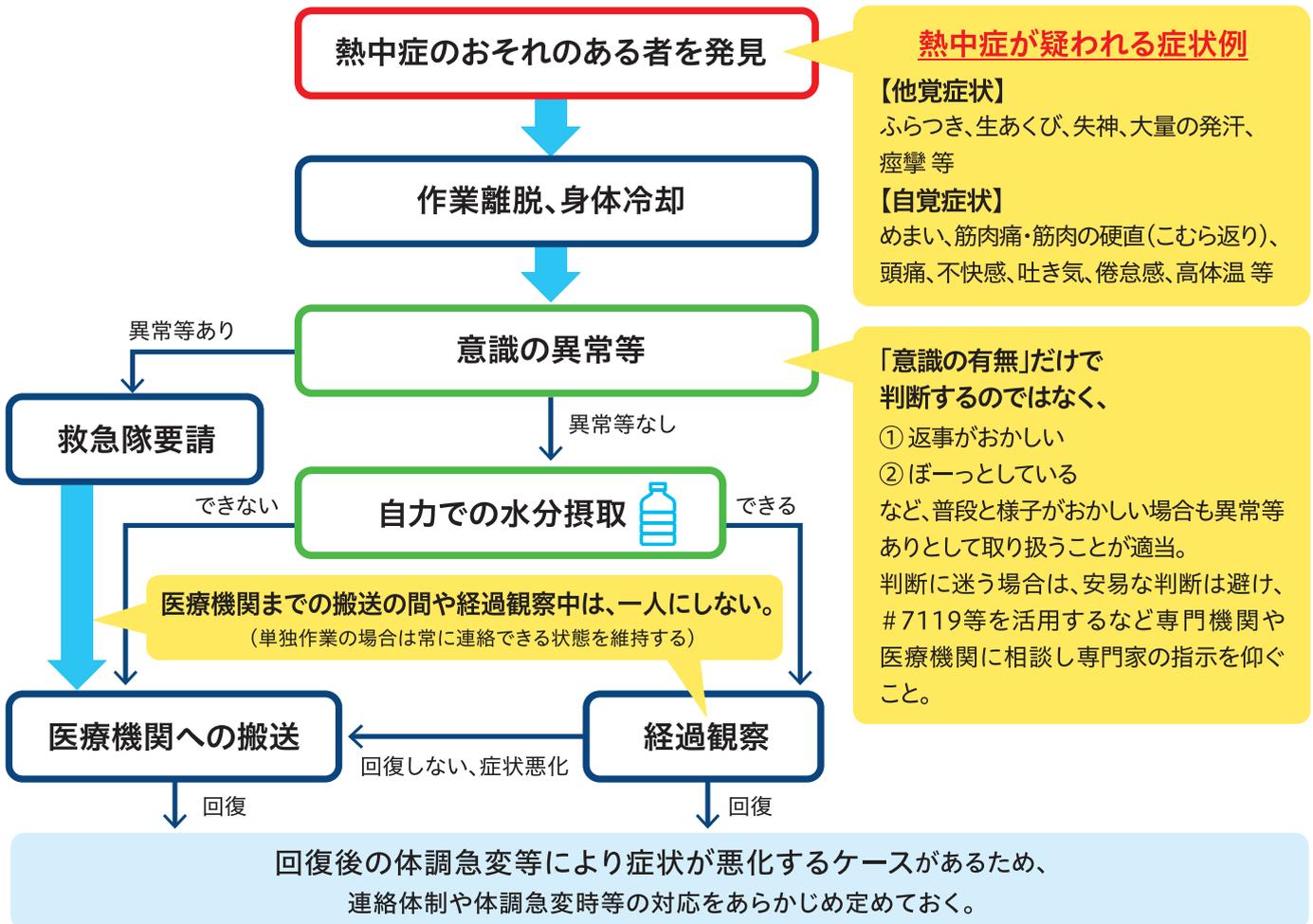
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

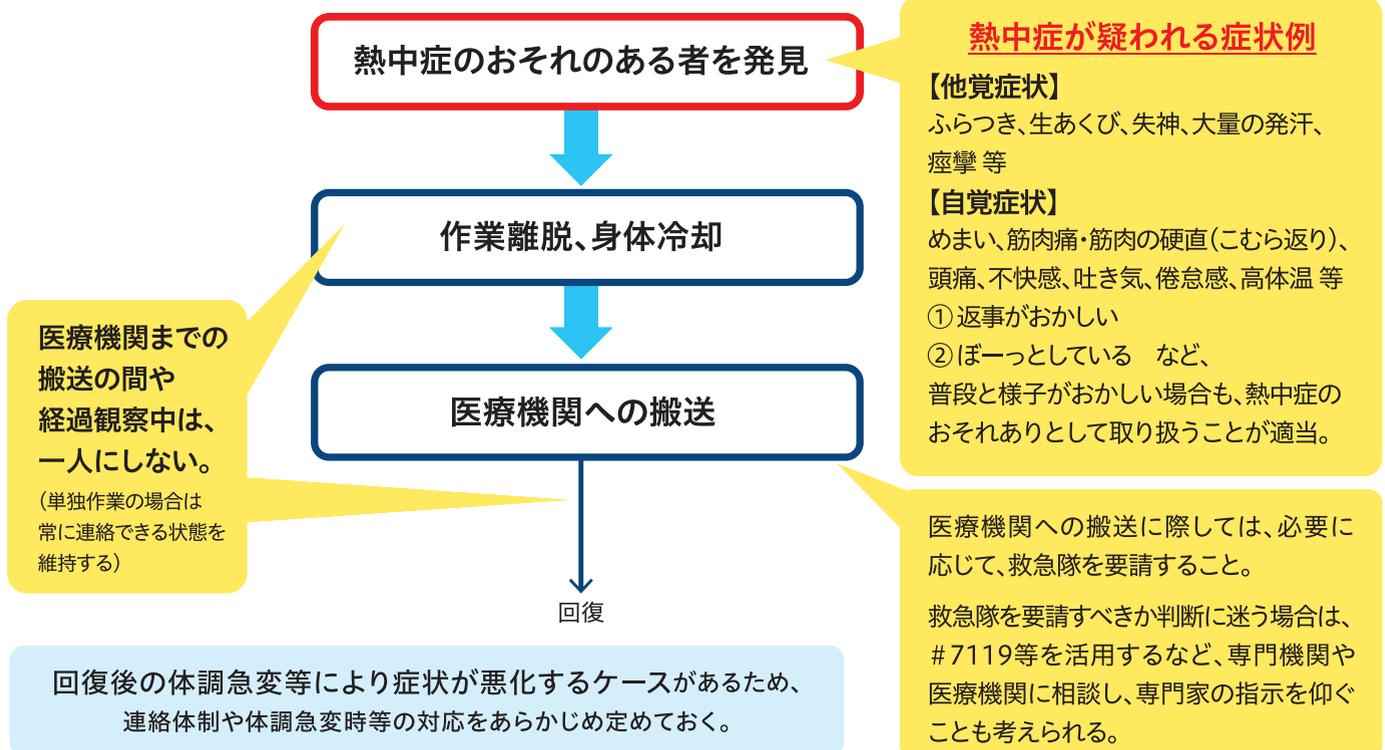
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



第
98
回

全国安全週間

期間 令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 複雑工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索

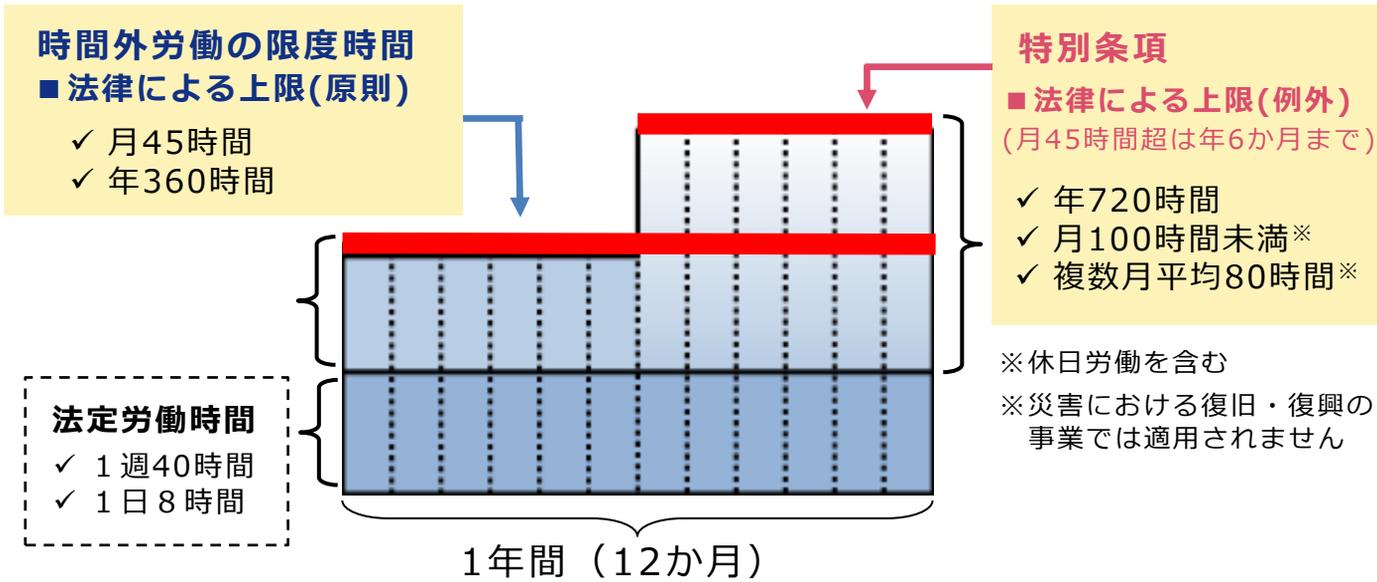
詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。
原則として次のような上限規制が適用されます。



2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

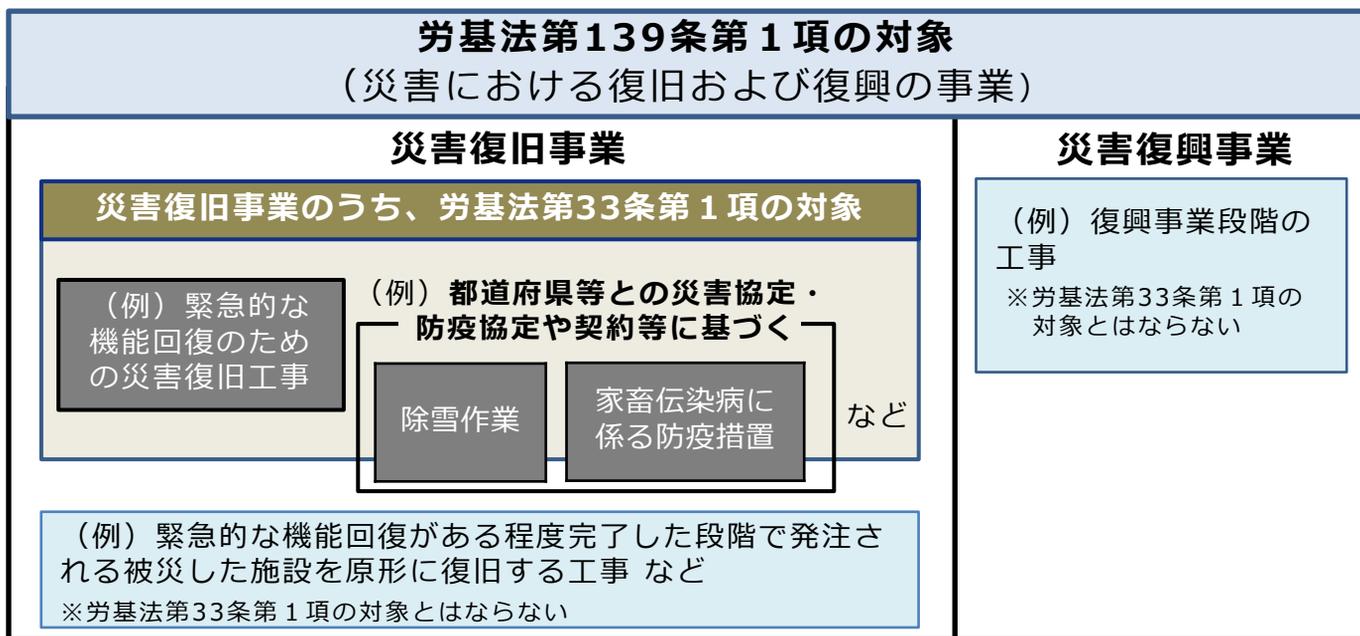
	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 (労働基準法施行規則 様式第9号の3の2 または様式第9号の3の3)	事前の許可または事後の届出 (労働基準法施行規則 様式第6号)
効果	36協定で定める範囲内 で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	<p>【適用なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 複数月平均80時間以内 <p>【適用あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年720時間 ✓ 月45時間超は年6か月まで 	適用なし

建設業に関する36協定届等の様式は、こちらから入手できます。



	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
適用対象	災害における復旧および復興の事業 <考え方> ■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。 ■例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。 ■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 <考え方> ■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。 ■例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、 人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。 ■単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。 ■災害の復興の事業は対象となりません。

(参考) 災害における復旧および復興の事業における
 労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図



※ 図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

このため、上記の例以外でも、労基法第33条第1項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。





2024年
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY
建設業

時間外労働の上限規制
わかりやすい解説





労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって
上限が定められており、
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、
これを延長することはできません。

労働時間の定め

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた
労働時間の限度

1日 **8** 時間及び1週 **40** 時間

法律で
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の
締結・届出**

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
- 36協定の所轄労働基準監督署長への届出
が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、
36協定で定める時間外労働及び休日労働について
留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、
この指針の内容に留意してください。

[詳しくはこちら](#)



時間外労働の上限規制

くらし、はたらき、
ともにススム!

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、
以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、
月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、
時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、
令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

上限規制のイメージ

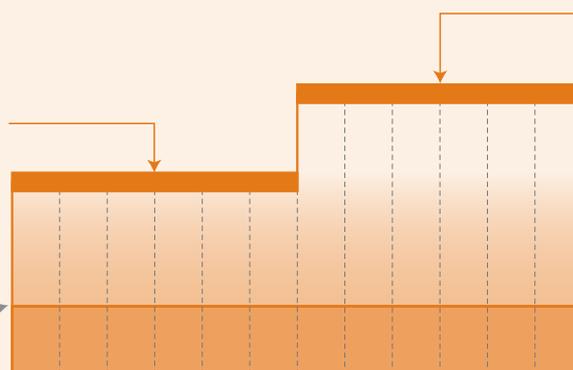
改正後

法律による上限（原則）

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

法定労働時間

- ☑ 1日8時間
- ☑ 週40時間



1年間 = 12か月

法律による上限 （特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
- ☑ 複数月平均80時間[※]
- ☑ 月100時間未満[※]

※ 休日労働を含む。

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができます。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について(令和元年6月7日付け基発0607第1号)の概要

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

許可基準(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に、除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。

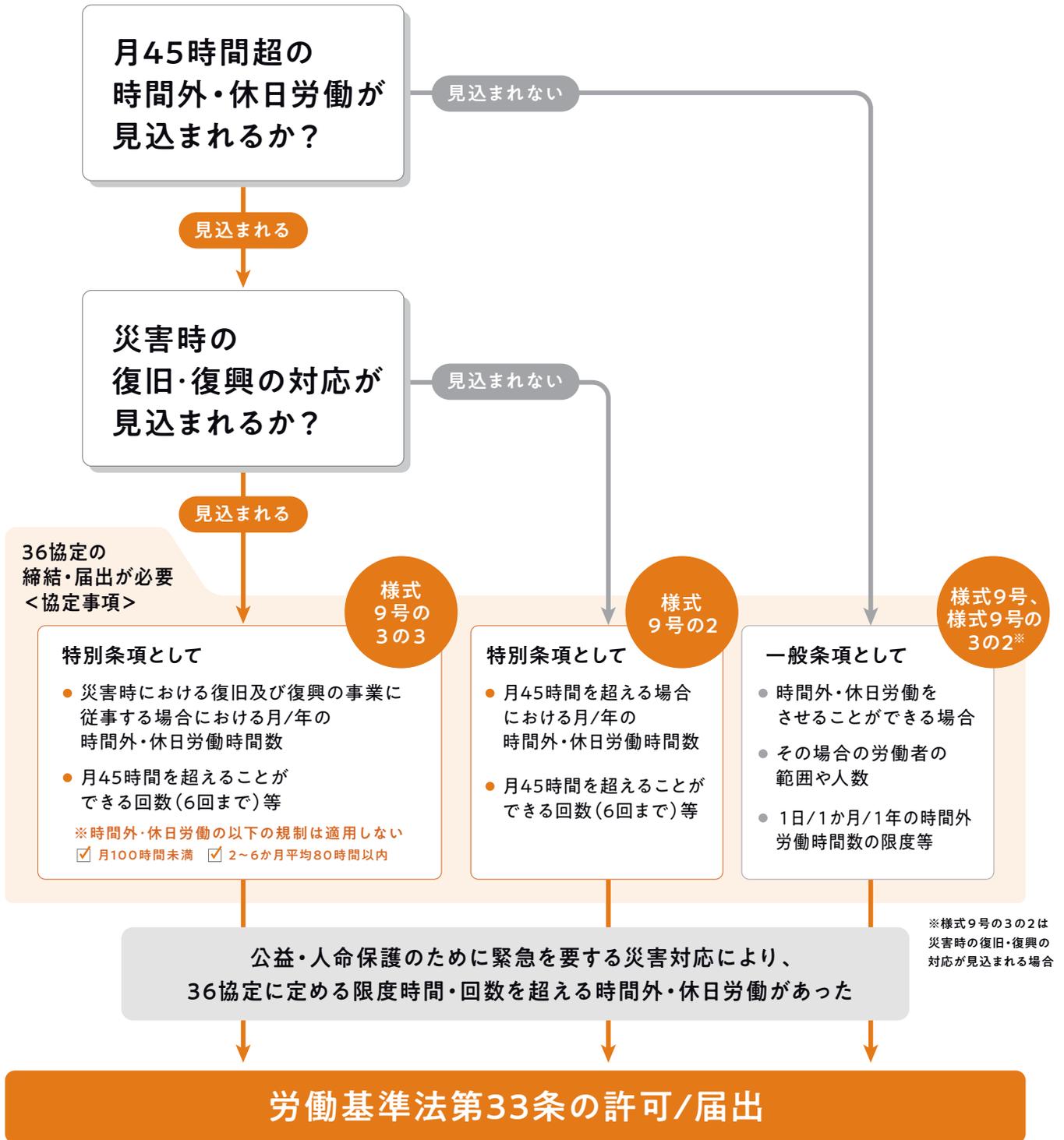
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。

手続フローチャート

くらし、はたらき、
ともにススメ!



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

36協定(様式9号の4)からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 月100時間未満 2~6か月平均80時間以内
- 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)(様式第9号(第16条第1項関係))

- 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。
- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結する必要があります。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。
- 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。

労働保険番号 法人番号

協定の有効期間 ○○○○年4月1日から1年間

この協定が有効となる期間を定めてください。1年とすることが望ましいです。

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類	事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
土木工事業	○○建設株式会社	○○営業所	(〒○○○) ○○○市○○町1-2-3 (電話番号: ○○○-○○○-○○○)	○○○○年4月1日から1年間
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日
突発的な仕様変更による納期の切迫	現場作業	10人	7.5時間	3時間
臨時の受注対応	施工管理	3人	7.5時間	2時間
機械、工具の故障等への対応	現場管理	3人	7.5時間	2時間
月末の決算事務	経理事務員	5人	7.5時間	3時間
工程変更	施工管理	3人	7.5時間	3時間
事由は具体的に定めてください。	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	法定休日
1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	施工管理	3人	1か月に1日	1か月に1日
休日労働をさせる必要のある具体的事由	現場管理	3人	土日祝日	1か月に1日
臨時の受注対応				
機械、工具の故障等への対応				

対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合していません。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労働使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出したものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

代表取締役 田中太郎

協定書の兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 15日

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出したものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

代表取締役 田中太郎

協定書の兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)

臨時な特別な事情がなければ、限度時間(月45時間又は42時間・年360時間又は320時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

- 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- 様式第9号の2は、 限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、 限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

2枚目表面

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (6回以内に限る。)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (6回以内に限る。)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を超えて労働させることのできる回数 (任意)
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
突発的な仕様変更への対応	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%
納期ひっ迫への対応	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%
大規模な施行トラブル対応	3人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届けることも、起算日は同一の日とする必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2-6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労働で確認の上、必ずチェックボックスに入ってください。チェックボックスに入っていない場合は、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合は、形式上の協定届とはなりません。

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を超えてください。年6回以内に限り、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要」ととき「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

労働者代表者に対する事前申入れ

(具体的内容)
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日
協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をなす者を選出することを明らかにして実施される投票、拳手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長殿
使用者 代表取締役 田中太郎
氏名 田中太郎

- (健康確保措置)
- ① 医師による面接指導
 - ② 深夜業(22時～5時)の回数制限
 - ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル)
 - ④ 代償休日・特別な休日の付与
 - ⑤ 健康診断
 - ⑥ 連続休暇の取得
 - ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
 - ⑧ 配置転換
 - ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導
 - ⑩ その他

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の3(第70条関係)

2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)

時間外労働 1日 (任意) 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。) 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過する時間数	延長することができる時間数	限度時間を超過する時間数
突発的な仕様変更への対応、納期のひっ迫への対応	15人	6時間	4回	80時間	80時間	550時間	35%
大規模な施工トラブル対応	10人	6時間	3回	60時間	60時間	500時間	35%
① 工作物の建設の事業に従事する場合		6時間	4回	80時間	80時間	550時間	35%
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)		7時間	4回	120時間	120時間	700時間	35%
③ 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)		7時間	3回	110時間	110時間	700時間	35%

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限りに、できるだけ具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要」とき「業務上やむを得ない」とき「など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。」

限度時間(月45時間または42時間)を超過して労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。

限度時間(年360時間または320時間)を超過して労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。

限度時間(月45時間または42時間)を超過して労働させる回数(任意)を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年6回以内に限ります。

災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方から従事する場合には、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。

労働者代表に対する事前申入れ

(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数を平均して80時間を超過しないこと (災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)

医師による面接指導 (22時～5時) 深夜業(22時～5時)の回数制限 ③終業からの始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休日の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

年月日 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

- ① 医師による面接指導
- ② 深夜業(22時～5時)の回数制限
- ③ 終業からの始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)
- ④ 代償休日・特別休暇の付与
- ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休日の取得
- ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
- ⑧ 配置転換
- ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導
- ⑩ その他

経理担当事務員

山田花子

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

管理監督者は労働者代表にはなりません。

代表取締役 田中太郎

使用者

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

労働基準監督署長殿

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

代表取締役 田中太郎

使用者

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

労働基準監督署長殿

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日



上限規制への対応

今回の法改正では、

36協定で定める延長時間の上限だけでなく、
休日労働も含んだ1か月当たり及び2～6か月の
平均時間数にも上限が設けられました。

このため、企業においては、これまでとは異なる方法での
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

Check Point

- 1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、
36協定で定めた時間を超えないこと。
 - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
 - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- 2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- 3 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、
36協定で定めた回数を超えないこと。
 - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- 4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- 5 月の時間外労働と休日労働の合計について、
どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。
使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者が必ずしも現実に活動させていなくとも、
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たります。

○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ① 作業開始前の朝礼の時間、② 作業開始前の準備体操の時間、③ 現場作業終了後の掃除時間

○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ① 新規入場者教育の時間、② KYミーティングの時間

建設事業の Q&A について

Question 1

Q

労働基準法(以下「法」という。)第139条により、
時間外労働の上限規制の適用が猶予されている
工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものですか。

法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則(以下「則」という。)第69条第1項各号に掲げる事業をいいます。具体的には、以下の事業をいいます。

A

- ① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業
- ③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業(当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。)

Question 2

Q

時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものなのでしょうか。

労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のものとして取り扱います。

時間外労働とは、法定労働時間(1週40時間・1日8時間)を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日(1週1日又は4週4日)に労働した時間をいいます。

A

法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間(月45時間・年360時間)はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれません。

一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限(月100時間未満)及び2～6か月の上限(複数月平均80時間以内)については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限です。

Question 3

Q

どのような場合に、法律に違反してしまうのでしょうか。

時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要です。

したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

A

また、36協定で定めた時間数にかかわらず、

- 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合

には、法第36条第6項違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されません。

Question 4

Q

同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間(原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項)、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限(720時間。法第36条第5項)、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第2号及び第3号)は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用しますか。

時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における36協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではありません。

A これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第38条第1項の規定により通算して適用されます。

なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用されます。

Question 5

時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件

Q (法第36条第6項第3号)は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されますか。また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要がありますか。

A 時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されます。

ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象となりません。

Question 6

Q 工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3)で作成する必要がありますか。

A 工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3)で作成する必要があります。

また、工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号(特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2)で作成する必要があります。

Question 7

Q 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものですか。

A 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれます。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第36条第6項第2号及び第3号(労働者の時間外・休日労働について、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制)が適用されません。

他方、法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要な場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象です。法第33条第1項が適用される労働時間については、法第36条及び第139条による規制がかからず、時間外労働の上限規制のカウントからは除外されます(なお、労働時間管理と割増賃金の支払いは必要です)。

基本的には、災害時の復旧及び復興の事業を行う可能性のある事業場については、法第139条第1項に基づく36協定を締結して、届出を行っていただく必要がありますが、既に締結していた36協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や36協定を締結していなかった場合などにおいては、法第33条第1項の許可申請等を行っていただくことになります。

Question 8

Q 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

例えば、

- A**
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
 - 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。)に基づく災害の復旧の事業
 - 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。以下同じ。)の指示により対応する災害の復旧の事業のほか
 - 複数年にわたって行う復興の事業等
- 等についても対象となります。

Question 9

Q 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

A

「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)と複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、適用されません。したがって、当該月については、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)の算定期間の6か月から除外されます。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されます。

そのため、法第139条第1項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要があります。

Question 10

Q ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

A

時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)及び複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用されます。

そのほか、建設の事業に対する時間外労働の上限規制の適用に関するQ&Aは、こちらをご覧ください



公共工事・民間工事を問わず、契約当事者がそれぞれの責務を果たすことが重要。

適正な工期の確保に向けた受発注者の責務

発注者の責務

- ✓ 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力すること
- ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと

受注者の責務

- ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること

※著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5、第19条の6)

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に違反した場合、国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、従わないときは、その旨を公表することができる。

建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、建設業者における長時間労働是正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集,令和5年5月,国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html



INFORMATION

法令・労務管理に関する相談はこちら

労働基準監督署	時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/	
働き方改革 推進支援センター	長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた 人材の確保・定着、助成金の活用についてのご相談に応じます。 https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/	

建設業で活用可能な主な助成金はこちら

働き方改革推進 支援助成金	時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら 労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html	
業務改善助成金	事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する 設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
人材確保等 支援助成金	人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために 労働環境の向上等を図る企業を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html	
人材開発 支援助成金	雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を 習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html	

取組事例はこちら

働き方改革 特設サイト	中小企業・小規模事業者等が、 自社内の働き方改革に取り組むにあたり、 先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例を ご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。 https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/casestudy/	
------------------------	--	---

外国人の 適正な雇用に ご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、
安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと



が重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

- | | | |
|----------|--|--|
| 1 | 不法滞在者や被退去強制者が働くケース | (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く |
| 2 | 就労できる在留資格を有していない外国人で
出入国在留管理庁から働く許可を
受けていないのに働くケース | (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く |
| 3 | 外国人の方が現に有している在留資格等で
認められた範囲を超えて働くケース | (例) ・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く |

注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金
※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
→退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html



在留カード等読取アプリケーション
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持して
いなくても就労
できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。



業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人（被監理者）を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら ▶ https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html



お問い合わせはこちらへ

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



2 技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

<https://www.otit.go.jp/contact/>



※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

TEL 0570-011000

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

TEL 053-458-1510

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



参考資料

生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のための

やさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

1 労働基準関係【その1】

	資料名・関連サイト名、URL、2次元コード	
1	 建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/	
2	労働基準法等関係主要様式【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html	
3	 労働基準法の基礎知識 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/150312-1.pdf	
4	令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html	
5	 最低賃金特設サイト https://saiteichingin.mhlw.go.jp/	
6	賃金引き上げ特設ページ https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/	
7	 1年単位の变形労働時間制 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001074553.pdf	
8	災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等について～労働基準法第33条～ https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001074557.pdf	
9	 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000187488.pdf	
10	労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001310369.pdf	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

1 労働基準関係【その2】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		時間外労働の上限規制 わかりやすい解説 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001138968.pdf	
2		割増賃金の基礎となる賃金とは？ https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001159457.pdf	
3		2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf	
4		年次有給休暇の付与日数は法律で決まっています https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-3.pdf	
5		年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001138970.pdf	
6		適切な労務管理のポイント https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001244682.pdf	
7		モデル就業規則について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html	
8		働き方改革推進支援助成金【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#HID2_mid0	
9		業務改善助成金【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
10		スタートアップ労働条件 https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

2 労働安全関係【全業種共通】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

		資料名・関連サイト名、URL、2次元コード	
1		令和7年度 全国安全週間【中央労働災害防止協会HP】 https://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html	
2		第14次労働災害防止計画の概要【厚生労働省パンフレット】 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001287207.pdf	
3		従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム https://safeconsortium.mhlw.go.jp/	
4		職場のあんぜんサイト https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#	
5		転倒災害の防止【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html	
6		高齢労働者の安全衛生対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html	
7		外国人労働者の安全衛生対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html	
8		農業・畜産業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/nougyouchikusangyousaigaiboushi.html	
9		第三次産業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/daisanji.html	
10		冬季の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

3 労働衛生関係【全業種共通】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

		資料名・関連サイト名、URL、2次元コード	
1		化学物質による労働災害防止のための新たな規制について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html	
2		職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」 https://chemiguide.mhlw.go.jp/	
3		石綿総合情報ポータルサイト https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/	
4		働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 https://kokoro.mhlw.go.jp/	
5		ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/	
6		電離放射線障害防止対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzeneisei29/0000186714_00002.html	
7		学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/	
8		個人事業者等の安全衛生対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03_00004.html	
9		職場における受動喫煙防止対策について【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html	
10		労働安全衛生法に基づく技能講習、実技教習、養成講習等について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/enzen-kankei/18ginou.html	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

4 安全衛生関係【建設業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		建設業における安全対策【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439.html	
2		建設業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html	
3		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル【環境省HP】 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html	
4		令和7年度 高度安全機械等導入支援補助金事業【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html#anc08	
5		技能講習修了証明書発行のご案内～何枚もある修了証(原本)を一つにしたい方～ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/tetsuzuki04.html	
6		安全衛生表彰制度について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzeneiseihyoushou.html	
7		COHSMS(コスモス)のご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/cohsms/index.html	
8		労働災害防止のためのICT活用データベース【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/ict/index.html	
9		ずい道等建設労働者健康情報管理システムのご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/index.html	
10		自然災害に関する復旧・復興工事、防災・減災工事などの支援事業のご案内【建設業労働災害防止協会HP】 https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/shizensaigai/index.html	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

5 安全衛生関係【林業・木材製造業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		伐木作業・林業における安全対策【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html	
2		林業の労働災害防止について【北海道労働局HP】 https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/ringyousaigaiboushi_00010.html	
3		厚生労働省委託 伐木等作業安全対策推進事業 https://www.f-realize.co.jp/batsur06/	
4		自己点検表【林業・木材製造業労働災害防止協会HP】 https://www.rinsaibou.or.jp/safety/checklist.html	
5		林材業におけるリスクアセスメント【林業・木材製造業労働災害防止協会HP】 https://www.rinsaibou.or.jp/safety/risk.html	
6		振動障害の予防のために https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000180362.pdf	
7		騒音障害防止対策【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html	
8		リスクアセスメントを進めよう(林業編) https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/rin.pdf	
9		リスクアセスメントを進めよう(木材製造業編) https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/moku.pdf	
10		木材加工作業におけるリスクアセスメントのすすめ方 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/080301b.pdf	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

6 安全衛生関係【陸上貨物運送事業】

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		陸上貨物運送事業の災害防止について【北海道労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/rikuungyousaigaiboushi.html	
2		交通労働災害を防止するために【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html	
3		陸上貨物運送事業における腰痛の予防【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31269.html	
4		各種パンフレット・リーフレット【陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP】 https://rikusai.or.jp/magazine/	
5		陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html	
6		自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html	
7		自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！（荷主向けリーフレット） https://www.mhlw.go.jp/content/001035193.pdf	
8		運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントのすすめ方 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/unyu1.pdf	
9		自動車整備業におけるリスクアセスメントマニュアル【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/100119-1.html	
10		自動車整備業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして！！～ https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/091001.pdf	

浦河労働基準監督署からのお知らせ

今後の取組で活用いただきたい情報が掲載された厚生労働省等のHPや資料のデータを以下のとおり紹介します。

7 外国人労働者関係

資料名・関連サイト名、URL、2次元コード

1		外国人の雇用【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html	
2		技能実習生に対するその行為は人身取引です https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/221222-1.pdf	
3		外国人生活支援ポータルサイト【出入国在留管理庁HP】 https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html	
4		For Foreign Workers in Japan【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/foreign/index.html	
5		外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html	
6		外国人技能実習生のみなさんへ https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/foreigner/technical_intern/index.html	
7		労働基準関係リーフレット【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056460.html	
8		職場のあんぜんサイト・動画教材 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryu/jpn.html	
9		外国人労働者の労働災害防止【東京労働局HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/122213.html	
10		外国人労働者向け労災保険給付パンフレット【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html	